2020 年度

エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業

環境省
Ministry of the Environment

2020 年 2 月 環境省

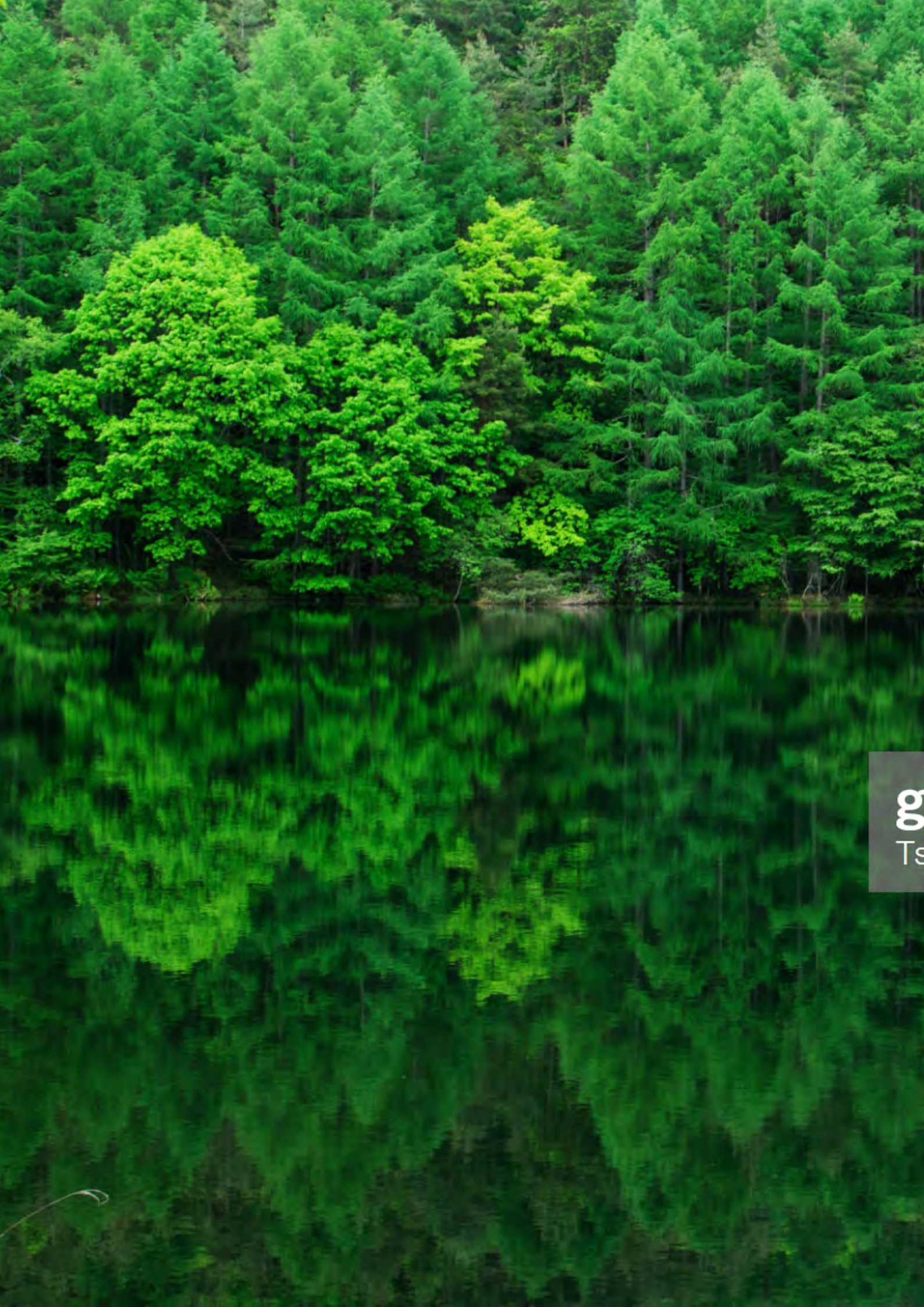

g
Ts

このパンフレットは、エネルギー対策特別会計を活用し、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策を強力 に推進し、2030 年度に 2013 年度比 26% 削減する我が国の新たな温室効果ガス排出削減目標とその先の抜本的な排出削減を着実に実行するため、広く事業内容を知っていただくことを目的として作成したものです。

事業 No.	事業内容	ページ
	地方公共団体又は民間団体向け事業の「補助事業」	
01	地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	9
02	地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	10
03	脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業（一部　総務省・経済産業省・国土交通省 連携事業）	13
04	配送拠点等エネルギーステーション化による地域貢献型脱炭素物流等構築事業（一部 経済産業省 連携事業）	16
05	廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業	17
06	水素を活用した社会基盤構築事業　（一部国土交通省連携事業）	18
07	廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業（一部農林水産省連携事業）	19
08	木材利用による業務用施設の断熱性能効果検証事業（農林水産省連携事業）	20
09	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（一部経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）	21
10	設備の高効率化改修支援事業	25
11	ライフスタイルの変革による脱炭素社会の構築事業	26
12	地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業	27
13	CO2 削減ポテンシャル診断推進事業	28
14	省エネ型浄化槽システム導入推進事業	29
15	浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業	30
16	グリーンボンドや地域の資金を活用した脱炭素化推進事業	31
17	脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業（農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）	33
18	社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業（国土交通省連携事業）	34
	地方公共団体又は民間団体向け事業の「委託事業」	
19	中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業	36
20	再エネ等を活用した水素社会推進事業	37
	民間団体向け事業の「補助事業」	
21	省 CO2 型リサイクル等高度化設備導入促進事業	39
22	廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業	40

事業 No. 事業内容 ページ

民間団体向け事業の「補助事業」

23 戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業） 41

24 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進事業 42

25 先進対策の効率的実施による CO2 排出量大幅削減事業 43

26 CO2 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業 44

27 革新的な省 CO2 実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業 45

28 脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業 46

29 地域脱炭素投資促進ファンド事業 47

30 環境金融の拡大に向けた利子補給事業 48

31 エコリース促進事業 49

32 パリ協定達成に向けた企業のバリューチェーン全体での削減取組推進事業 51

33 電動化対応トラック・バス導入加速事業（国土交通省、経済産業省連携事業） 52

34 低炭素ディーゼルトラック等普及加速化事業（国土交通省連携事業） 53

35 二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（プロジェクト補助） 54

36 我が国循環産業の戦略的国際展開による海外での CO2 削減支援事業 55

民間団体向け事業の「委託事業」

37 廃棄物処理システムにおけるエネルギー利活用・脱炭素化対策支援事業 57

38 脱炭素・資源循環「まち・暮らし創生」FS 事業 58

39 環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業 59

40 低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）等による家庭等の自発的対策推進事業 60

41 未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業 62

42 セルロースナノファイバー（CNF）等の次世代素材活用推進事業（経済産業省・農林水産省連携事業） 63

43 脱炭素型金属リサイクルシステムの早期社会実装化に向けた実証事業 64

44 SBT 達成に向けた CO2 削減計画モデル事業 65

目的別早見表

オフィス・工場等への再エネ・蓄エネ導入

オフィス・工場等への省エネ導入

地域での面的な地産地消型エネルギーシステムの構築

モビリティを活用した地球温暖化対策

地球温暖化対策に役立つ新しい技術や製品の開発・実証

環境配慮型の経営・ビジネス

環境技術の国際展開につながる取組

地域住民への普及啓発

その他（調査、評価検証事業等を含む）

■ 地方公共団体・企業の両方が該当　● 企業のみが該当

01 02 06 09 13 18 19 21 23 31

01 02 05 08 09 10 13 14 17 21 23 25 31 37 44

01 02 03 05 06 07 16 20 22 29 30 37 38

03 04 18 33 34

26 27 28 40 41 42 43

29 30 32 44

35 36

11 12 24

15 39

地方公共団体又は
民間団体向け事業の「補助事業」

地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

【令和２年度予算（案）　11,600百万円（3,400百万円）】

災害時にも避難施設等へのエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」（平成30年12月閣議決定）に基づき、平時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時の避難施設等へのエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を整備する緊急対策を実施し、災害に強い地域づくりを推進する。

2. 事業内容

地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設又は民間施設に、再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

① 公共施設（避難施設、防災拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコジェネレーションシステム並びにそれらの附帯設備（蓄電池、自営線等）等を導入する事業

② 民間施設（避難施設、物資供給拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コージェネレーションシステム及び蓄電池等を導入する事業

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（補助率１／２、２／３、３／４）

■補助対象　地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間　平成30年度～令和２年度

4. 支援対象

補助率

1. 公共施設（避難施設、防災拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコジェネレーションシステム並びにそれらに付帯する設備（蓄電池、自営線等）等を導入する事業

・財政力指数が 0.8 未満の政令市未満市区町村等　3/4
・財政力指数が 0.8 以上の政令市未満市区町村等　2/3
・都道府県・政令市・民間団体等　1/2

2. 民間施設（避難施設、物資供給拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、蓄電池等を導入する事業（補助率 2/3 については、令和元年度において補助率 2/3 で実施した事業の継続事業に限る。）

・民間団体等 1/2、2/3

地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業

【令和２年度予算（案）　4,000百万円（新規）】

地域内調整力や直流給電システムの構築により、再エネ主力化とレジリエンス強化を同時に向上させます。

1. 事業目的

- 公共施設の有する制御可能な設備を活用して地域の再エネ主力化を図る。
- オフサイトからの指令により運転制御可能なエネルギーマネジメントや省CO2化が図れる需要側設備等への支援により、変動性再エネ（太陽光、風力等）の主力電源化を推進する。
- 建物間での直流給電システムを構築することで、再エネ等のエネルギーの電力変換ロスを低減し、地域における再エネ主力化を推進する。

2. 事業内容

（１）公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

① 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

② 公共施設等における先進的CO2排出削減対策モデル構築事業（継続分限り）

（２）再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業

① オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備、システム等導入支援事業

② 再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備、システム等導入支援事業

（３）平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業

＊EVについては、(1)-①・(2)-①・(3)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×2万円/kWh補助する。（上限あり）

＊継続分を除く事業は組み合わせて行う事も可能

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（補助率、定額、２／３※、１／２※、１／３）（※一部上限あり）

■委託・補助先　地方自治体、民間事業者・団体等

■実施期間　（１)-①・(２)・(３)令和２年度～令和６年度 、(1)-②令和２年度

4.事業イメージ

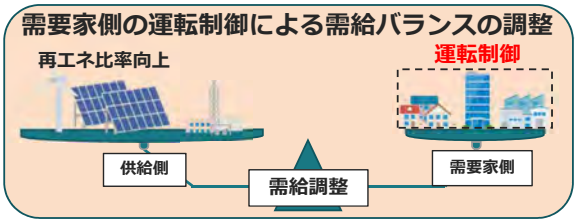

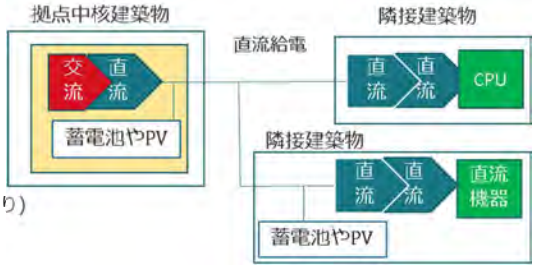

02-1

地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、（１)公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

再生可能エネルギーを導入するとともに、公共施設等の調整力を活用することで、地域の再エネ主力化を図ります。

1. 事業目的

- 地域に再生可能エネルギーを導入していくに当たっては、再エネ電力供給事業者における調整力の確保が重要であるため、公共施設の有する制御可能な設備の運転方法について実証を行う。
- これにより、地域の再エネ電力を有効活用し、公共施設等の再エネ比率を高めるモデルを構築する。

2. 事業内容

パリ協定等を踏まえ全ての分野における脱炭素化が求められる中で、自治体は、率先して再エネの最大限の導入に取組む必要がある。このため、本事業では、地域全体でより効果的なCO2排出削減対策を実現する先進的モデルの構築を目指す。

①公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

廃棄物発電所や上下水道などの公共施設の有する制御可能な設備を活用して地域の再エネ電力を有効活用できるようにし、公共施設の再エネ比率をさらに高めるモデルを構築。

②公共施設等における先進的CO2排出削減対策モデル構築事業（継続分限り）

複数の公共施設等の間で、再エネや自営線を活用し、電気や熱を最適に融通し合う自立・分散型エネルギーシステムのモデルを構築する。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（補助率２／３※、１／２※）（※一部上限あり）

■委託・補助先　地方自治体・民間事業者等

■実施期間　①令和２年度～令和６年度　②令和２年度

4. 事業イメージ

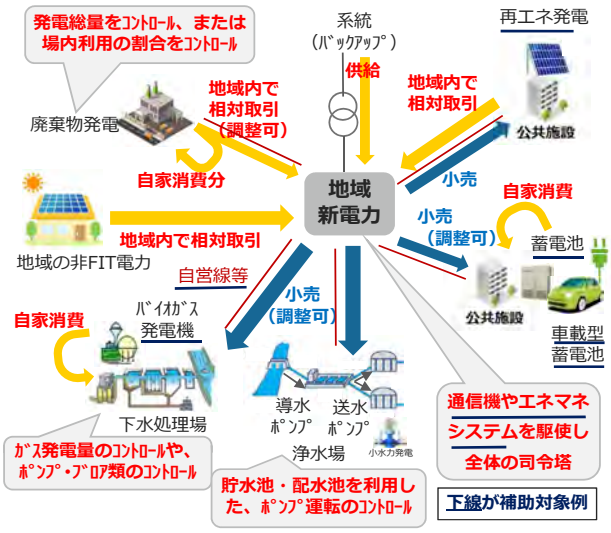

02-2

地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、（２）再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業

変動性再エネ（太陽光、風力等）の主力電源化に向け、需要側の運転制御可能な省CO2型需要側設備等を支援します。

1. 事業目的

- 出力が変動し、予測誤差が生ずる太陽光、風力などの変動性再エネを大量に導入し、主力化を図っていくためには、出力の変動や予測誤差に応じて需要側の設備等の運転を迅速に変更し、需給調整する体制を社会全体で構築していく必要がある。オフサイトからの指令により運転制御可能なエネルギーマネジメントや省CO2化が図れる需要側設備等への支援を行うことで、変動性再エネの主力電源化を推進する。

2. 事業内容

出力が変動し、予測誤差が生じる太陽光、風力などの変動性再エネを主力化していくためには、出力の変動や予測誤差に応じて需要側の設備等の運転状況をモニタリングし、オフサイトからでも運転制御できる体制を構築していくことが必要となる。

このため、オフサイトから運転制御可能で平時のエネルギーマネジメントや省CO2化が図れる需要側設備等を整備し、稼働状況の報告を行う事業者に対し支援を行う。

（支援対象機器：実証段階のものを除き、実用段階のものに限る。）

①オフサイトから運転制御可能な充放電設備又は充電設備、一定要件を満たす車載型蓄電池＊、蓄熱槽、EMS、通信・遠隔制御機器等の需要側に設置する省CO2・エネルギーマネジメントに資する設備及び設備同士を結ぶ自営線、熱導管等。（離島に限り、省CO2化が図れる需要側設備等、及び、蓄電システム、再エネ発電設備についても補助対象とする。）

＊通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限る。（上限あり）

②再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備、システム等

3. 事業スキーム

- ■事業形態　間接補助事業　補助率　①１／２(一部上限あり)、②１／３
  (電気事業法上の離島は、補助率　①２／３(一部上限あり)、②１／２)
- ■補助対象　地方公共団体、民間事業者・団体等（設備設置者）
- ■実施期間　令和２年度～令和6年度

4. 事業イメージ

オフサイトより運転制御可能な省CO2型需要側設備

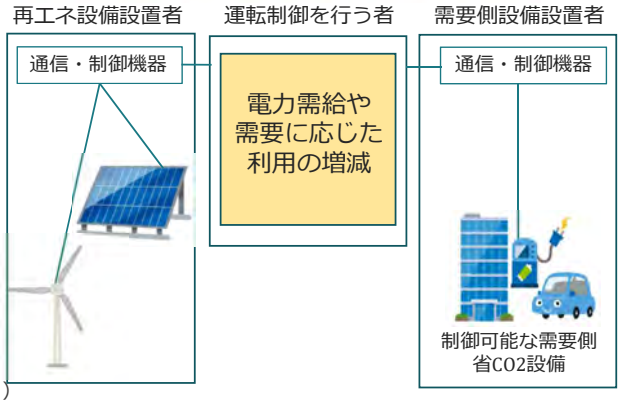

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：03-5521-8339

02-3

地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、（３）平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業

省CO2と災害時のエネルギー確保が可能となる直流給電による建物間電力融通に係る設備等の構築を支援します。

1. 事業目的

- 建物間での直流給電システム構築に係る設備等の導入により、平時の省CO2と災害時の自立運転を両立するシステムを構築し、地域における再エネ主力化とレジリエンス強化を同時に推進する。

2. 事業内容

一般的に直流給電システムは交流給電システムと比べて電力変換段数が少なく、電力変換時のエネルギーロスを低減できるため省CO2とすることが可能であり、さらに太陽光発電設備や蓄電池を給電線に直接接続できるため災害時に系統がブラックアウトした際にも効率的に自立運転させることが可能である。

このような直流給電システムを複数の建物間でつなぎ、構築することで、一定エリア内で平時は省CO2を図りつつも、災害時には核となる避難拠点を形成できる。

そこで、複数の建物間をつなぎ、直流給電システムとすることで、一定エリア内で平時の省CO2を図り、災害時に核となる避難拠点を形成する事業者に対して設備等の導入に係る計画策定や導入支援を行う。

3. 事業スキーム

- ■事業形態　間接補助事業（計画策定：定額、設備等導入：２／３※、１／２※）（※一部上限あり）
- ■補助対象　地方公共団体、民間事業者・団体等
- ■実施期間　令和２年度～令和6年度

4. 事業イメージ

建物間をつなぐ直流給電システム

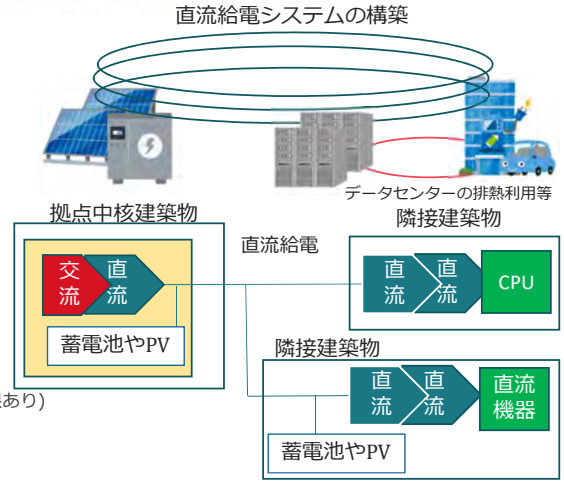

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：03-5521-8339

補助率

1. ① 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

・補助対象者：地方公共団体、民間事業者等　　補助率：２／３

② 公共施設等における先進的 CO2 排出削減対策モデル構築事業

・補助対象者：地方公共団体、民間事業者等　　補助率：２／３

2. ① オフサイトから運転制御可能な設備、システム等導入支援事業

・補助対象者：地方公共団体、民間事業者等　　補 助 率 ：１／２
（電気事業法上離島の場合は２/ ３）

② 再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な設備、システム導入支援事業

・補助対象者：地方公共団体、民間事業者等　　補 助 率 ：１／３
（電気事業法上離島の場合は１/ ２）

3. 平時の省 CO2 と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業

・補助対象者：地方公共団体、民間事業者等　　補助率：２／３

※車載型蓄電池については、1-①、2-①、３のメニューにおいて、
容量 (kWh) の１／２×２万円／ kWh(電気事業法上離島の場合は２/ ３) 補助（上限あり）

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室　　電話：03-5521-8339

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業（一部　総務省・経済産業省・国土交通省 連携事業）

【令和２年度予算（案） 8,000百万円（6,000百万円）】
【令和元年度補正予算（案） 600百万円】

2050年温室効果ガス総排出量80%削減の実現に向けた、地域循環共生圏の構築を目指します。

1. 事業目的

- 地域循環共生圏の構築に資する取組の実現の蓋然性を高めるとともに、地域の実施体制の構築を行う。
- 地域の自立・分散型エネルギーシステムや脱炭素交通モデル構築に向けた事業を支援し、将来的な地域循環共生圏の構築を目指す。

2. 事業内容

（１）脱炭素型地域づくりモデル形成事業

① 地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業
② 脱炭素型地域づくりに向けた地域のネットワーク構築事業

（２）地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築支援事業

① 地域循環共生圏の構築に向けた取組の評価改善事業
② 地域の再エネ自給率向上を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業
③ 激甚化する災害に対応したエネルギー自給エリア等構築支援事業
④ 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進実証事業

（３）地域の脱炭素交通モデルの構築支援事業

① 自動車CASE活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業
② グリーンスローモビリティの導入実証・促進事業
③ 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業

3. 事業スキーム

■事業形態　　委託事業　／　間接補助事業（定額,2/3,1/2,1/3,1/4）
■委託先及び補助対象　民間事業者・団体、地方公共団体等
■実施期間　　令和元年度～令和５年度

4. 事業イメージ

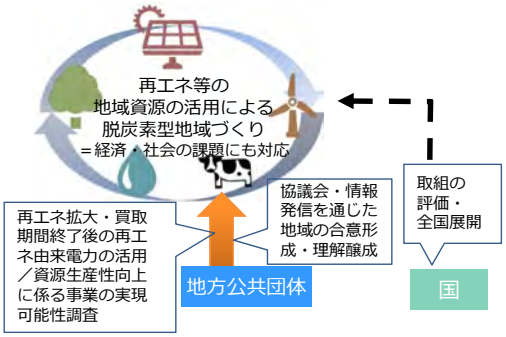

自立・分散型地域エネルギーシステム

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、(1)脱炭素型地域づくりモデル形成事業

03-1

地域循環共生圏構築の土台となる脱炭素型地域づくりを推進します。

1. 事業目的

- 地域循環共生圏の構築に資する取組の実現の蓋然性を高めるとともに、地域の実施体制の構築を行う。
- 地域資源の最大限の活用や地域間連携、さらに民間資金の活用により、地域の自律・分散型エネルギーシステムや脱炭素交通モデル構築などの事業を支援し、野心的な脱炭素社会の実現を目指す。
- 地域の中核となる団体が軸となり、脱炭素地域づくりに向けたネットワークの構築を図ります。

2. 事業内容

① 地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業
・FIT買取期間終了後の再エネ由来電力の活用など地方公共団体と地元企業が連携した再エネの拡大／防災減災効果の向上を図る都市機能集約／高齢化社会に対応した都市部の交通転換や地域公共交通の脱炭素化等の事業検討を支援を行う。
・各地域の既存リソースを持続的に活用し、地域の資源生産性向上、地域経済の活性化を図る地域づくりを実現するための事業検討を支援を行う。
・地方公共団体が中心となり地域関係者と合意形成等を行う取組や、必要な情報や知見を周知する取組の支援を行う。
② 脱炭素型地域づくりに向けた地域のネットワーク構築事業
・地域の中核となる団体等が当該地域の脱炭素型地域づくりの先進例となるような取組に係る情報を収集し、全国に向けた情報発信を行う。また、脱炭素型地域づくりに向けて、地域に潜在するニーズと企業等のシーズとのマッチングを行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　　①：間接補助事業（定額）／　②：委託事業
■補助対象及び委託先　　民間事業者・団体、地方公共団体等
■実施期間　　令和元年度～令和５年度

4. 事業イメージ

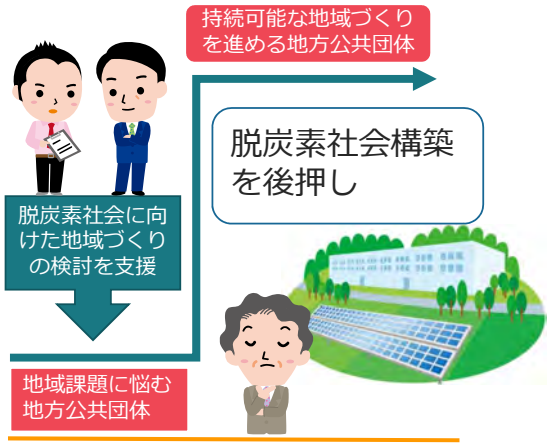

お問合せ先：　地球環境局地球温暖化対策事業室ほか:03-5521-8339　大臣官房総合環境政策統括官グループ環境計画課ほか:03-5521-8233

03-2 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、（２）地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築支援事業

地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築を通じて地域循環共生圏の構築を図ります。

1. 事業目的

- 再生可能エネルギー自給率の高い自立・分散型エネルギーシステムの構築を通じて、2050年温室効果ガス総排出量80%削減のトリガーとなる先導的モデルを構築し、ひいては地域循環共生圏の構築を図ります。
- 災害時はエネルギーの自給が可能であり、気候変動の緩和にも貢献するエネルギー自給エリアを形成します。
- 温泉熱等の利活用を通じて経済好循環と地域活性化を図る地域づくりを促進します。

2. 事業内容

① 地域循環共生圏の構築に向けた取組の評価改善事業
・補助事業による設備等導入が、地域循環共生圏の構築に確実につながっているか評価し、持続的な運用管理に向けた助言を行う。
・地域循環共生圏及び脱炭素社会を実現するために、自立分散型エネルギーシステムに求められる要素技術やシステム等を調査・整理し、支援、制度等の検討を行う。
・補助事業による実現可能性調査や地域関係者と合意形成等の取組について、分析・検証を行い、助言を行いつつ、横断的・体系的に整理し、普及・展開に向けた制度等の検討を行う。
② 地域の再エネ自給率向上を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業
計画策定、設備等導入支援を行う。
③ 激甚化する災害に対応したエネルギー自給エリア等構築支援事業
計画策定、設備等導入支援を行う。
④ 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進実証事業
・温泉熱等を利活用し、地域単位でバイナリー発電や熱利用する事業に対して支援を行う。
・全国温泉地自治体首長会議等で発信や、温泉熱等の利活用の促進を図る。

3. 事業スキーム

■事業形態　①、④の一部：委託事業　②、③、④の一部：間接補助事業（定額,2/3）
■委託先及び補助対象　民間事業者・団体、地方公共団体等
■実施期間　令和元年度～令和５年度

4. 事業イメージ

自立・分散型地域エネルギーシステム

お問合せ先：　地球環境局地球温暖化対策事業室ほか:03-5521-8339　大臣官房総合環境政策統括官グループ環境計画課ほか:03-5521-8233

03-3 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、（３）地域の脱炭素交通モデルの構築支援事業

地域の脱炭素交通モデルの構築を通じて地域循環共生圏の構築を図ります。

1. 事業目的

- 自動車CASE等を活用した地域の脱炭素交通モデル構築を通じて、2050年温室効果ガス総排出量80%削減のトリガーとなる先導的モデルを構築し、ひいては地域循環共生圏の構築を図ります。
- グリーンスローモビリティやLRT・BRTの導入、鉄道事業等の省CO２化を通じて地域循環共生圏の構築を図ります。

2. 事業内容

① 自動車CASE活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業
・計画策定、設備等導入支援を行う。
②グリーンスローモビリティの導入実証・促進事業
・CNF、IoT技術等の先進技術を活用したグリーンスローモビリティの導入方法の実証及び、グリーンスローモビリティの導入支援を行う。
③交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業
・マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、CO2排出量の少ない公共交通へのシフトを促進するため、LRT及びBRTの車両等の導入支援を行う。
・鉄道事業等における省CO2化を促進するため、エネルギーを効率的に使用するための先進的な省エネ設備・機器の導入を支援する。

3. 事業スキーム

■事業形態　②の一部：委託事業
①、②の一部、③：間接補助事業（定額,2/3,1/2,1/3,1/4）
■委託先及び補助対象　民間事業者・団体、地方公共団体等
■実施期間　令和元年度～令和５年度（③のうちLRT・BRT導入支援は令和３年度まで）

4. 事業イメージ

自動車CASEのイメージ

グリーンスローモビリティ（※）

※電動で時速20km未満で公道を走る4人乗り以上のモビリティ

LRT・BRT

鉄道事業等の省CO2化

お問合せ先：　地球環境局地球温暖化対策事業室:03-5521-8339　水・大気環境局 自動車環境対策課：03-5521-8303

補助率

1. ① 地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業

・補助対象者：地方公共団体等　　補助率：　定額

② 脱炭素型地域づくりに向けた地域のネットワーク構築事業

・委託対象者：民間事業者・団体、地方公共団体等

2. ① 地域循環共生圏の構築に向けた取組の評価改善事業

・委託対象者：民間事業者・団体、地方公共団体等

② 地域の再エネ自給率向上を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業

③ 激甚化する災害に対応したエネルギー自給エリア等構築支援事業

・補助対象者：民間事業者・団体、地方公共団体等　　補助率：　定額、２／３、１／３

④ のうち、全国温泉地自治体首長会議等で発信や、温泉熱等の利活用の促進を図る事業

・委託対象者：民間事業者・団体、地方公共団体等

④ のうち、温泉熱等を利活用し、地域単位でバイナリー発電や熱利用する事業

・補助対象者：民間事業者・団体、地方公共団体等　　補助率：　２／３

3. ① 自動車 CASE 活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業

・補助対象者：民間事業者・団体、地方公共団体等　　補助率：　定額、１／２

② のうち、CNF、IoT 技術等の先進技術を活用したグリーンスローモビリティの導入方法の実証事業

・委託対象者：民間事業者・団体、地方公共団体等

② のうち、グリーンスローモビリティ導入促進事業

・補助対象者：民間事業者・団体、地方公共団体等　　補助率：　１／２

③ のうち、低炭素化に向けた LRT・BRT 導入利用促進事業

・補助対象者：地方公共団体、民間企業等　　補助率：　２／３、１／２、１／３

③ のうち、鉄道事業等のネットワーク型低炭素化促進事業

・補助対象者：鉄軌道事業者、地方公共団体、民間企業等　　補助率：　１／２、１／３、１／４

04

地方公共団体

企　業

配送拠点等エネルギーステーション化による地域貢献型脱炭素物流等構築事業
（一部 経済産業省 連携事業）

【令和２年度予算（案） 1,000百万円（新規）】

物流人員不足、防災再向上、地域資源である再エネ有効活用等の課題を同時解決する地域貢献型脱炭素物流モデルの構築を図る。

1. 事業目的

- 地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素型物流モデル構築と物流拠点の防災拠点化の同時実現を図るとともに、地域エネルギーのストレージインフラとして電池ステーションを活用することで、物流×エネルギーのセクターカップリング型ビジネスモデルの構築を目指す。

2. 事業内容

地域貢献型脱炭素物流モデル構築事業

コンビニ等の配送車両等を電動化するとともにバッテリー交換式とし、各配送拠点等をエネルギーステーション化することで、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素型物流モデルの構築と物流配送拠点の防災拠点化を同時実現することで地域貢献型の新たな脱炭素型物流モデルを構築する。

①物流×エネルギーセクターカップリング型ビジネスモデル検討事業（マスタープラン策定）

②地域貢献型脱炭素物流モデル構築支援事業

3. 事業スキーム

■事業形態	間接補助事業（定額、1/2）
■補助対象	地方公共団体、民間事業者・団体（地域防災計画又は地方公共団体との防災に関する協定等必須）
■実施期間	令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ

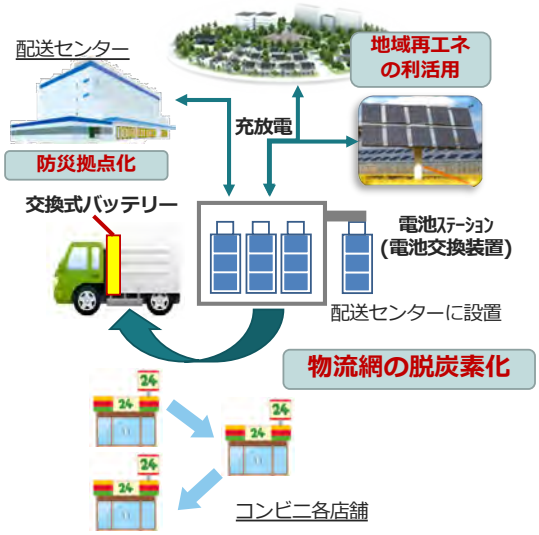

補助率

1. 物流×エネルギーセクターカップリング型ビジネスモデル検討事業（マスタープラン策定）

・補助対象者：地方公共団体、民間事業者・団体（※）　補助率　：定額

2. 地域貢献型脱炭素物流モデル構築支援事業

・補助対象者：地方公共団体、民間事業者・団体（※）　補助率　：１／２

※地域防災計画又は地方公共団体との防災に関する協定等必須

お問合せ先：　環境省　地球環境局　地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室　　電話：03-5521-8339

廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業

【令和２年度予算（案）25,950百万円（25,950百万円）】

自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を支援します。

1. 事業目的

① 廃棄物処理施設で得られるエネルギーを有効活用し、エネルギー起源CO2の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。
② 廃棄物処理施設で生じた熱や電力を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時のレジリエンス強化等にも資する取組を支援する。

2. 事業内容

東日本大震災と原子力発電所の事故を起因としたエネルギー需給の逼迫を背景として、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入や省エネ効果に優れた先進的設備の導入支援が必要である。具体的に、以下の事業の一部を補助します。

（１）交付金
- 新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2、1/3交付
- 改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設）：1/2交付
- 計画・調査策定（計画支援・長寿命化・集約化）：1/3交付

（２）補助金
- 新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2、1/3補助
- 改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2補助
- 電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備：1/2補助
  （災害時の非常用電源となるEV収集車：差額の2/3補助、蓄電池：1/2補助）
- 熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備：1/2補助
- 廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係るFS調査：定額補助

3. 事業スキーム

■事業形態　交付金・間接補助事業（交付・補助率1/2、1/3、定額）
■対象　市町村等・民間事業者
■実施期間　平成27年度～

4. 事業イメージ

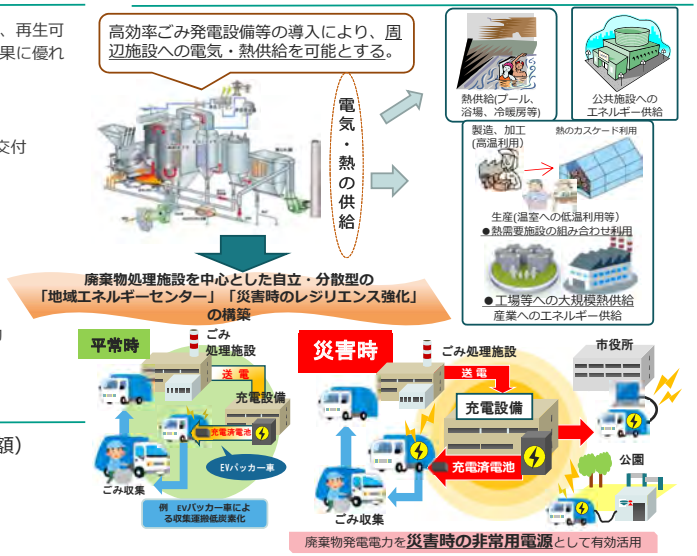

補助率

1. 交付先　：地方公共団体

交付対象　：新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）、改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設）、計画・調査策定（計画支援・長寿命化・集約化）

交付率　：最大 1/2

2. 補助先　：地方公共団体、民間企業等その他団体

補助対象　：①新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）、改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設）
②電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備導入に係る費用
③熱導管等廃棄物処理により生じた熱を利活用するための設備導入に係る費用
④廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係る実現可能性調査（FS 調査）に要する費用

補助率　：①最大 1/2
②補助対象経費の 1/2（EV 収集車：差額 2/3）
③補助対象経費の 1/2
④定額（上限 15,000 千円）

お問合せ先：　環境省　環境再生・資源循環局　廃棄物適正処理推進課　　電話：03-5521-9273

水素を活用した社会基盤構築事業　（一部国土交通省連携事業）

【令和２年度予算（案）3,000百万円（ 600百万円）】

水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム及び産業車両等への支援を行います。

1. 事業目的

① 再生可能エネルギーを地域で最大限活用する将来像を見据え、自立型水素エネルギー供給システムの導入・活用方策を確立する。
② 水素社会の実現に向けて産業車両等の燃料電池化を促進する。

2. 事業内容

1. 水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業
　地域の実情に応じた、水素による再生可能エネルギーの貯蔵・利用モデルを確立し、再生可能エネルギーの導入とCO2排出削減を可能とする事業を支援します。具体的には、再生可能エネルギー発電設備とともに、①蓄電池②水電解装置③水素貯蔵タンク④燃料電池⑤給水タンク等、を組み合わせ、再生可能エネルギー由来の電気・熱（温水を含む）又は水素をオンサイトで供給するシステムを導入する事業の一部の補助を行います。
2. 水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業
　水素社会実現に向け、利用機会拡大を図るため、環境優位性の高い燃料電池バスや燃料電池フォークリフトの導入を支援します。
3. 地域再エネ水素ステーション保守点検事業
　燃料電池車両等の活用促進に向け、稼働初期における再エネ由来電力による水素製造ステーションの保守点検を支援します。

3. 事業スキーム

■事業形態　補助事業（補助率：1/3,1/2,2/3）　※2.の燃料電池フォークリフトはエンジン車両との差額の1/2
■補助対象　地方公共団体、民間事業者・団体等
■実施期間　平成30年度～令和2年度

4. 事業イメージ

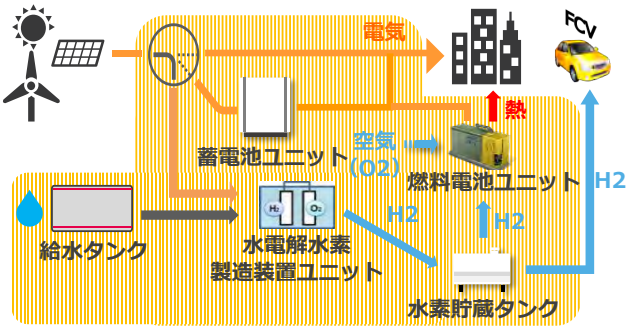

燃料電池バス

燃料電池
フォークリフト

補助率

1. 水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業

　・補助対象者：地方公共団体、民間企業等　　補助率：２／３

2. 水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業

　・FC フォークリフト
　補助対象者：地方公共団体、民間企業等
　補助率：エンジン車両価格との差額の１／２

　・FC バス（リースの場合は貸渡し先）　平成 30 年度までに導入した実績のある団体
　補助対象者：地方公共団体、民間企業等
　補助率：本体価格の１／３

　・FC バス（リースの場合は貸渡し先）　平成 31 年度以降に導入する団体
　補助対象者：地方公共団体、民間企業等
　補助率：本体価格の１／２

3. 地域再エネ水素ステーション保守点検事業

　・補助対象者：地方公共団体、民間企業等　　補助率：２／３

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話: 03-5521-8339
環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課　電話: 03-5521-8302

廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業（一部農林水産省連携事業）

【令和２年度予算（案）　1,281百万円】

廃熱・未利用熱等を有効活用し、地域の脱炭素社会づくりを推進します。

1. 事業目的

① 廃熱・未利用熱等を有効活用し、脱炭素化に向けた社会システムのモデルケースを創出。
② 農業分野における地域の特性を活かしたエネルギー利用及び地域連携によるCO2削減対策の導入。

2. 事業内容

一度整備されると長期にわたりCO2排出が懸念される社会システムは、構築のタイミングで脱炭素型のものへと政策誘導をすることが不可欠である。また、地域の特性を活かした資源の最大限の活用が重要であることを踏まえ、本事業では、地域の廃熱・未利用熱等の未利用資源の活用システムや高効率エネルギー供給システム等を構築する事業に対し、必要な設備等の経費を支援する。

例）	
①	事業所空調やコジェネ、温泉等の廃熱地域利用
	地中熱・下水熱等活用型空調、高効率な地域熱供給システムの導入
	地中熱・下水熱等を活用した融雪設備の導入
②	営農地等での再エネ設備導入

3. 事業スキーム

- ■事業形態　間接補助事業（1/2、2/3）
- ■補助対象　地方公共団体、民間事業者・団体等
- ■実施期間　平成２９年度～令和３年度

4. 事業イメージ

事業所空調等の廃熱地域利用

事業所の空調等の廃熱を病院、オフィス等に二次利用することにより更なるCO2排出削減を実現。

地中熱・下水熱等活用型空調

地中熱・下水熱等の温度差エネルギーをオフィス等の空調に活用することによりCO2排出削減を実現。また、ヒートアイランド現象の抑制にも貢献。

営農地での再エネ導入

農地周辺に存在する農林漁業関連施設・地方公共団体の設備（動力設備、冷蔵冷凍設備）等への供給

補助率

補助対象者　：地方公共団体、民間企業、非営利法人、農業者等
補助率　　：（１）地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業

中小企業	２／３
中小企業以外	１／２
政令指定都市以外の市町村	２／３
都道府県、政令指定都市又は特別区	１／２
上記以外	１／２

（２）地中熱・下水熱等を活用した融雪設備導入支援事業

政令指定都市以外の市町村	２／３
都道府県、政令指定都市又は特別区	１／２
上記以外	１／２

（３）地域熱供給促進支援事業

熱供給事業者、民間企業	１／２

（４）営農型再生可能エネルギー発電自家利用モデル構築事業

農業者、民間企業等※	１／２

※民間企業、非営利法人については地方公共団体と連携した者に限る。

お問合せ先：　環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室　電話：03-5521-8339

木材利用による業務用施設の断熱性能効果検証事業（農林水産省連携事業）

【令和２年度予算（案）　600百万円（1,200百万円）】

新たな木質部材「CLT」の断熱性能を検証し、脱炭素建築物の普及促進を図ります。

1. 事業目的

① 高い省エネ・省CO2につながる脱炭素建築物等の普及を促進するため、CLT （Cross Laminated Timber）等を用いたモデル建築物を建設し、その断熱性能をはじめとする省エネ・省CO2効果について定量的に検証を行う。
② 脱炭素建築物としてのCLT建築物の更なる普及を通じて、業務その他部門のエネルギー起源CO2を大幅削減する。

2. 事業内容

1.　CLT建築物の断熱性能効果検証事業＜委託＞
　CLT建築物の断熱性や省CO2性能について既往の事例を対象とした調査や、既存建築物を対象とした定量評価等を行い、効果的なCLT等の活用方法の検討を行うことで、木材を用いた脱炭素建築物の普及促進に資する知見を得る。

2.　木材利用による業務用施設の断熱性能効果検証事業＜補助＞
　CLT等の部材を用いた建築物の省エネ・省CO2効果を定量的に評価するため、CLT等を用いた建築物等の建設に必要な設計費、工事費、設備費、省CO2効果等の定量的評価に係る計測費の一部を補助する。
・補助対象経費：設計費、工事費、設備費、実証に係る計測費等
・補助率　　：２／３　(上限額：５億円)　※継続事業のみ実施

3. 事業スキーム

■事業形態　　委託事業／間接補助事業
■委託先：民間事業者・団体　■補助対象：民間企業／地方公共団体等
■実施期間　　平成29年度～令和2年度

4. 活用事例

補助事例：九州旅客鉄道　熊本支社（熊本県熊本市）

- CLT （Cross Laminated Timber）とは、ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したパネル。欧米を中心に住宅や商業施設などの壁や床の材料として普及。
- 同面積のコンクリートと比較して軽い、施工が早いといった特徴を有する。

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（一部経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）

【令和２年度予算（案） 9,850百万円（8,350百万円）】
【令和元年度補正予算（案） 1,000百万円（新規）】

脱炭素化、レジリエンス強化に資する脱炭素建築物（ZEB・ZEH）等を支援します。

1. 事業目的

①災害対応の観点から、停電時にも必要なエネルギーを供給できる機能を強化したZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の更なる普及を進める。
②業務用施設や家庭等の脱炭素化を推進し、2030年度の業務その他部門及び家庭部門からのCO2排出量それぞれ約４割削減（2013年度比）に貢献
③激甚化する災害等気候変動への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。

2. 事業内容

1．業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業
① レジリエンス強化型ZEB実証事業
② ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
③ 既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）
④ 国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業
⑤ 上下水道施設の省CO2改修支援事業（厚生労働省、国土交通省連携）

2．新築集合住宅・既存住宅等における省CO2化促進事業（経済産業省連携）
① 集合住宅におけるZEH-M化促進事業
② 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業

3. 事業スキーム

■事業形態　メニュー別スライドを参照。
■補助対象　民間事業者・団体／地方公共団体一般
■実施期間　メニュー別スライドを参照。

4. 補助対象の例

レジリエンス強化型ZEBへの支援

ZEH-Mへの支援

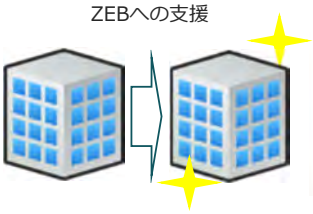
既存建築物等における省CO2改修への支援

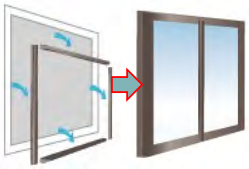
集合住宅における高性能建材導入への支援

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち

1．業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業

09-1

【令和２年度予算（案） 9,850百万円の内数（5,000百万円）】

業務用施設のZEB化・省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

① 業務用建築物におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大
② 2030年度の業務その他部門からのCO2排出量約４割削減（2013年度比）に貢献

2. 事業内容

①レジリエンス強化型ZEB実証事業　（※他の②～⑤のメニューに優先して採択）
災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設（地方公共団体庁舎等）において、レジリエンスを強化したZEBに対して支援。
②ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
地方公共団体所有施設及び民間業務用施設等に対し省エネ・省CO2性の高いシステム・設備機器等の導入を支援。
③既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）
既存の民間建築物、テナントビル及び業務用施設として利活用を行う空き家に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。
④国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業
自然公園法に基づき国立公園内で宿舎事業を営む施設（ホテル、旅館等）に対し、省CO2性の高い機器等の導入を支援。
⑤上下水道施設の省CO2改修支援事業（厚生労働省、国土交通省連携）
上下水道施設における省CO2化に資する設備等の導入・改修を支援。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（メニュー別スライドを参照。）
■補助対象　民間事業者・団体／地方公共団体一般
■実施期間　メニュー別スライドを参照。

4. 事業イメージ

①レジリエンス強化型ZEB実証事業

（補助イメージ）

水害等の災害に配慮した設計であって、再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能なZEBの実現と普及拡大を目指す

③既存建築物等における省CO2改修支援事業

設備改修等により既存建築物の省CO2化を推進する

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室　　電話：03-5521-8355

09-2

1．業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業のうち、
①レジリエンス強化型ZEB実証事業

【令和２年度予算（案） 9,850百万円の内数（新規）】

激甚化する災害時において自立的にエネルギー供給可能な災害時活動拠点施設となるZEBを支援します。

1. 事業目的

①災害時にもエネルギー供給が可能となる先進的な脱炭素建築物（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、ZEB）の実証を目指す。
②災害時の活動拠点となる建築物を中心に、エネルギー自立化が可能なZEBの普及を図る。

2. 事業内容

①レジリエンス強化型ZEB実証事業
災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設（市役所、役場庁舎、公民館等の集会所、学校等）及び自然公園内の業務用施設（宿舎等）において、停電時にもエネルギー供給が可能となるZEBに対して支援する。
○他の②～⑤のメニューに優先して採択する。
○補助対象建築物：災害時に活動拠点となる公共性の高い業務用建築物であって、延べ面積10,000㎡未満の新築民間建築物、延べ面積2,000㎡未満の既存民間建築物、及び地方公共団体所有の建築物（面積上限なし）
○補助要件：水害等の災害時における電源確保等に配慮された設計であること、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等を導入すること等
○以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
・被災等により建替え・改修を行う事業
・CLT等の新たな木質部材を用いる事業

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（2/3）
■補助対象　民間事業者・団体／地方公共団体一般
■実施期間　令和2年度～令和5年度（予定）

4. 補助対象

1．レジリエンス強化型ZEB支援事業

再生可能エネルギー設備や蓄電池等の導入により、ZEBのレジリエンスを強化

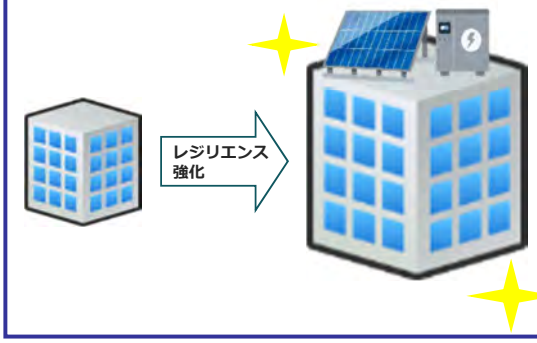

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室　　電話：03-5521-8355

09-3

1．業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業のうち、
②ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）

【令和２年度予算（案） 9,850百万円の内数（5,000百万円の内数）】

業務用施設のZEB化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

①先進的な業務用施設等(ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)) の実現と普及拡大を目指す。
②将来の新築建築物の平均におけるZEB化（2030年）を促し、将来の業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

②ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業
（経済産業省連携）
ZEBの実現とさらなる普及拡大のため、ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援。なお、今後ZEB化を促進させる上でさらなる実証・普及が必要なZEB（CLT等の新たな木質部材を用いるZEB等）について優先採択枠を設ける。

○補助対象建築物：延べ面積10,000㎡未満の新築民間建築物、延べ面積2,000㎡未満の既存民間建築物、及び地方公共団体所有の建築物（面積上限なし）

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（㎡単価定額、1/3、1/2、2/3）
■補助対象　民間事業者・団体／地方公共団体一般
■実施期間　平成31年度～令和5年度（予定）

4. 補助対象

	補助率等	
延べ面積	新築	既存建築物
2,000m² 未満	『ZEB』 補助率　2/3 Nearly ZEB 補助率　1/2	『ZEB』　補助率2/3 Nearly ZEB　補助率1/2 ZEB Ready　補助率1/3
2,000m² ～ 10,000m²	ZEB Ready 2,000㎡未満 補助率 ㎡単価定額 2,000m²～10,000m² 補助率　1/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』　補助率2/3 Nearly ZEB　補助率1/2 ZEB Ready　補助率1/3
10,000m² 以上	地方公共団体のみ対象 『ZEB』　補助率2/3 Nearly ZEB　補助率1/2 ZEB Ready・ZEB Oriented　補助率1/3	

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室　　電話：03-5521-8355

09-4

1．業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業のうち、
③既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）

【令和２年度予算（案） 9,850百万円の内数（5,000百万円の内数）】

既存建築物の省CO2改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

①テナントビル、既存の業務用施設等の省CO2化を促進し、普及拡大を目指す。
②既存の業務用施設等の脱炭素化促進を促し、将来の業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

③既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）
既存の民間建築物及び地方公共団体所有施設において、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。
(1)民間建築物等における省CO2改修支援事業：既存民間建築物において省エネ改修を行いつつ、運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援。【補助率：1/3（上限5,000万円）】
(2)テナントビルの省CO2改修支援事業（国土交通省連携事業）：オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援。【補助率：1/3（上限4,000万円）】
(3)空き家等における省CO2改修支援事業：空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。【補助率：2/3】

3. 事業スキーム

- ■事業形態　間接補助事業（1/3、2/3）
- ■補助対象　民間事業者・団体／地方公共団体一般
- ■実施期間　平成31年度～令和5年度（予定）

4. 補助対象

	補助申請者	補助対象経費	補助要件
(1)民間建築物等における省CO2改修支援事業	建築物を所有する民間企業等	改修前に比べ30%以上のCO2削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用	・既存建築物において改修前に比べ30%以上のCO2削減 ・運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築
(2)テナントビルの省CO2改修支援事業	テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	改修前に比べ20%以上のCO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等）	・テナントビルにおいて改修前に比べ20%以上のCO2削減 ・ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結
(3)空き家等における省CO2改修支援事業	空き家等を所有する者	改修前に比べ15%以上のCO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等）	・空き家等において改修前に比べ15%以上のCO2削減 ・空き家等を改修し、業務用施設として利用

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室　　電話：03-5521-8355

09-5

1．業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業のうち、
④国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業

【令和２年度予算（案） 9,850百万円の内数（5,000百万円の内数）】

国立公園内宿舎施設の省CO2改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

①国立公園内の宿舎事業施設の省CO2改修を促し、CO2排出量の大幅削減を目指す。
②国立公園内の宿舎事業施設の脱炭素化を促進し、業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

④国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業
国立公園内宿舎は、自然条件が厳しい場所に多く立地し、冷暖房・空調等のエネルギー消費が多く、施設更新を迎える施設も多い。

国立公園内で宿舎事業を営む施設（ホテル、旅館等）に対する省CO2性能の高い機器等の導入に係る費用を支援。
○補助対象者：国立公園事業者（宿舎事業者）
○補助対象施設：自然公園法に基づき国立公園内で宿舎事業を営むホテル、旅館等の施設
○補助対象経費：再エネ設備、省CO2改修費用（設備費等）
○補助対象要件：インバウンド対応改修（トイレ洋式化、和洋室等の整備、英語による案内表記、Wifi整備等）を併せて実施（※補助対象外）

3. 事業スキーム

- ■事業形態　間接補助事業（1/2（太陽光発電設備のみ1/3））
- ■補助対象　民間事業者・団体／地方公共団体一般
- ■実施期間　平成30年度～令和5年度（予定）

4. 事業イメージ

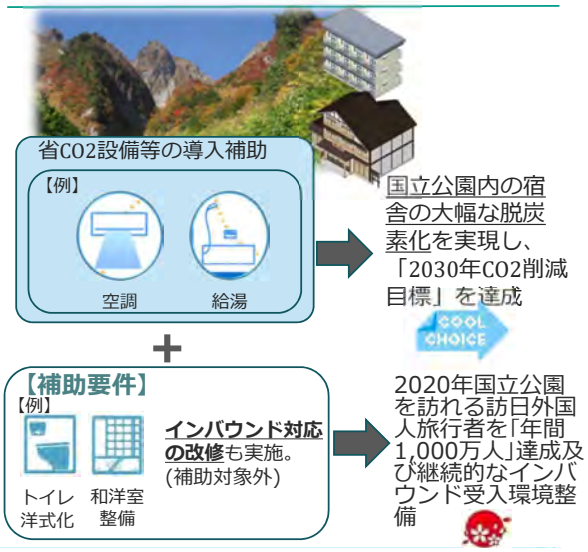

お問合せ先：　環境省自然環境局国立公園課　　電話：03-5521-8278

09

地方公共団体

企　業

09-6

1．業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業のうち、
⑤上下水道施設の省CO2改修支援事業（厚生労働省、国土交通省連携）

【令和２年度予算（案） 9,850百万円の内数（5,000百万円の内数）】

上下水道施設の省CO2改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

①上下水道施設の脱炭素化を促進し、業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

⑤上下水道施設の省CO2改修支援事業

上下水道施設における小水力発電設備等の再エネ設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備等の導入・改修を支援する。

○補助対象経費：上下水道施設における小水力発電設備等の再エネ設備及び附帯設備、高効率設備やインバータなど省CO2性の高い設備機器等の導入・改修にかかる費用（設備費等）

3. 事業スキーム

- ■事業形態　間接補助事業（1/2（太陽光発電設備のみ1/3））
- ■補助対象　民間事業者・団体／地方公共団体等
- ■実施期間　平成28年度～令和5年度（予定）

4. 事業イメージ

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室　　電話：03-5521-8355

09-7

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち
2．新築集合住宅・既存住宅等における省CO2化促進事業（経済産業省連携事業）

【令和２年度予算（案） 9,850百万円の内数（3,350百万円）】

災害時のレジリエンスに資する新築集合住宅の省エネ・省CO2化や既存住宅における断熱リフォームを支援します。

1. 事業目的

①新築集合住宅におけるZEH-Mの普及拡大
②既存住宅における断熱リフォームの普及拡大
③低炭素化に資する素材や再エネ熱活用を促進することによる住宅における省CO2化促進
④2030年度の家庭部門からのCO2排出量約４割削減（2013年度比）に貢献

2. 事業内容

①集合住宅（５層以下）において、ZEH-Mとなる住宅を新築する者に補助を行う。
②集合住宅（６～20層）において、ZEH-Mとなる住宅を新築する者に補助を行う。
③ZEH、ZEH-M（５層以下）の要件を満たす新築住宅に低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板）、CNF（セルロースナノファイバー）等）を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する際に別途設備毎に補助を行う。
④既存戸建住宅の一部に高性能建材を導入する際に必要な経費の一部を補助する。
⑤既存集合住宅について、高性能建材導入に係る経費の一部を補助する。

※1 ①②について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。
※2 ①②について、一定以上の再エネ等を導入する場合は、一定の優遇を行う。
※3 ②について、一定以上の再エネを導入する場合、専有部に導入する蓄電池も補助対象とする。

3. 事業スキーム

- ■事業形態　間接補助事業　（①③定額、②1/2、④⑤1/3）
- ■補助対象　民間事業者
- ■実施期間　平成30年度～令和５年度（予定）

4. 補助対象の例

①ZEH-Mへの支援

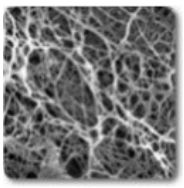

③CNF（セルロースナノファイバー）
※木材等をナノ単位まで細分化して得られる素材で、鋼鉄の５分の１の軽さで５倍の強度があり、次世代素材として期待されている。

④戸建住宅における高性能建材導入支援事業

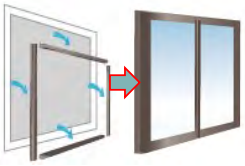

⑤集合住宅における高性能建材導入支援事業

お問合せ先：　環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室　　電話：03-5521-8355　FAX：03-3580-1382

設備の高効率化改修支援事業

【令和２年度予算（案）　716百万円（1,100百万円）】

設備改修、熱利用の低炭素・脱炭素化に寄与する設備導入等を支援します。

1. 事業目的

① 2030年度において、温室効果ガスを2013年度比26.0%減との中期目標に向けて、民生部門等を中心にCO2排出量削減を着実に実行する。
② そのため、熱利用をはじめとする脱炭素型社会の実現や民生部門における省エネ手法等を一般化し、普及を図ることを目指す。

2. 事業内容

①．設備の高効率化改修による省CO2促進事業
設備のエネルギー効率の改善とCO2排出削減に寄与する部品・部材の交換・追加を支援。

②．熱利用設備の低炭素・脱炭素化による省CO2促進事業
熱利用の低炭素・脱炭素化に寄与する設備導入を支援。

③．温泉供給設備高効率化改修による省CO2促進事業
温泉供給事業者等の温泉供給設備更新時の省エネ設備導入を支援。

④．中小企業等におけるPCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業
PCB使用照明器具からLED照明器具への交換等を支援。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（補助率１／３、１／２、２／３、定額）
地方公共団体・民間事業者、温泉供給事業者等

■実施期間　事業メニュー一覧参照

4. 事業イメージ

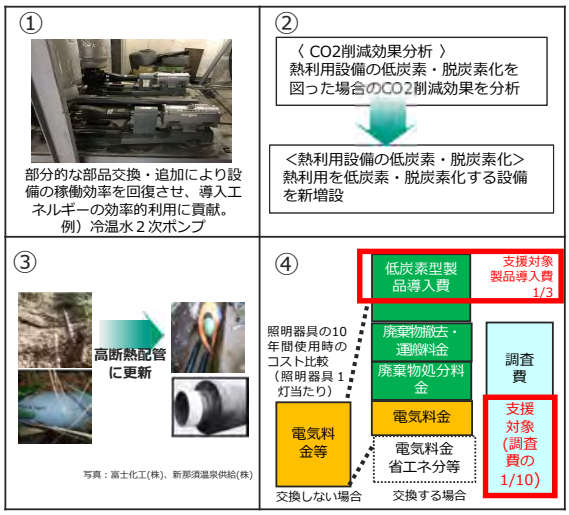

事業メニュー一覧

事業メニュー（事業実施期間）	事業概要	補助対象者	補助率
１．設備の高効率化改修による省CO2促進事業（平成２９年度～令和２年度）	地方公共団体、民間事業者が所有する施設等の設備の部品・部材のうち、交換・追加によりエネルギー効率の改善、CO2の削減に直結するものに対して、部品等の交換・追加に必要な経費の一部を支援。	地方公共団体・民間事業者等	・地方公共団体（政令指定都市未満） ・民間事業者（小規模事業者） １／２＜２／３＞ ・都道府県、政令指定都市及び特別区 ・民間事業者（その他） １／３＜１／２＞ ※＜＞内の補助率は再生可能エネルギー由来の設備に限る
２．熱利用設備の低炭素・脱炭素化による省CO2促進事業（平成３１年度～令和５年度）	熱利用の低炭素・脱炭素化に寄与する設備の新増設に必要な経費及びCO2削減効果分析に係る経費の一部を支援。	民間事業者・エネルギーサービスプロバイダー等	① 熱利用設備のCO2削減効果分析 定額（100万円を上限に補助） ② 熱利用の低炭素・脱炭素化を図る設備の新増設 １／３（中小企業は1／2«２／３»） ※ «»内の補助率は平成31年度の２カ年採択事業のみ適用
３．温泉供給設備高効率化改修による省CO2促進事業（平成３１年度～令和５年度）	温泉供給事業者等において温泉供給設備を更新するにあたり、よりエネルギー効率の改善とCO2削減の実現が見込まれる高断熱配管等の導入に必要な経費の一部を支援。	温泉供給事業者・民間事業者・地方公共団体等	① 省エネに寄与する部材・装置への改修事業 １／２ ② ①に係る計画策定 定額（1,000万円を上限に補助）
４．中小企業等におけるPCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業（令和２年度～令和４年度） ※北九州、大阪、豊田事業対象地域については令和２年度のみ	中小企業等において使用中のPCB使用照明器具をLED照明器具に交換することに関し、発生するPCB使用安定器の早期処理が確実な場合に限り、PCB使用照明器具の有無に係る調査費及びPCB使用照明器具をLED照明器具に交換する事業費の一部を補助（リースによる導入も補助対象）。	中小企業等	① 調査事業 １／１０（５０万円を上限に補助） ② LED照明器具への交換に係る事業 １／３

お問合せ先：環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室　電話：03-5521-8355　FAX：03-3580-1382

11 地方公共団体 企　業

ライフスタイルの変革による脱炭素社会の構築事業

【令和２年度予算（案）1,000百万円（1,000百万円）】

ライフスタイルの変革により地球温暖化対策の行動変容を促します。

1. 事業目的

① 脱炭素社会の構築及びSDGs構想のもと、社会を変革させる、企業・国民・行政の自発的な取組を促進する。
② 2030年の温室効果ガス排出量26%削減の目標達成、さらに脱炭素社会の実現に向けてZEH、地域の再エネ等の導入を促進するため、自治体・企業等と連携した事業を展開する。

2. 事業内容

ライフスタイルの行動変容には、国の訴求力向上及び地域や企業の自発的な取組促進が必要であるため、以下４つの事業を実施します。

（１）「COOL CHOICE」推進のための行動変容推進事業
環境大臣をチーム長とした「COOL CHOICE」推進チームの助言・提言を基に、行動経済学の手法やデジタル技術を活用した効果的な事業を実施。

（２）若年層・次世代の危機意識の醸成及び脱炭素社会に向けた理解・合意形成事業
危機意識の醸成をしつつ、行動変容の必要性についての認知と理解を日本全国津々浦々で高め、機運を醸成。

（３）企業連携等によるライフスタイルの変革促進事業
企業等と連携し、消費者等への働きかけを実施。

（４）地域版「COOL CHOICE」推進チームの設置等による地域独自施策の推進事業
地域の取組の見える化・横展開等により、地域に根付いた取組を推進。

3. 事業スキーム

■事業形態　（１）～（３）委託事業、（４）直接補助事業（定額）
（１）～（３）民間事業者・団体（４）地方公共団体一般

■実施期間　平成29年度~終了年度無し（地球温暖化対策計画の見直しに合わせて見直し）

4. 事業イメージ

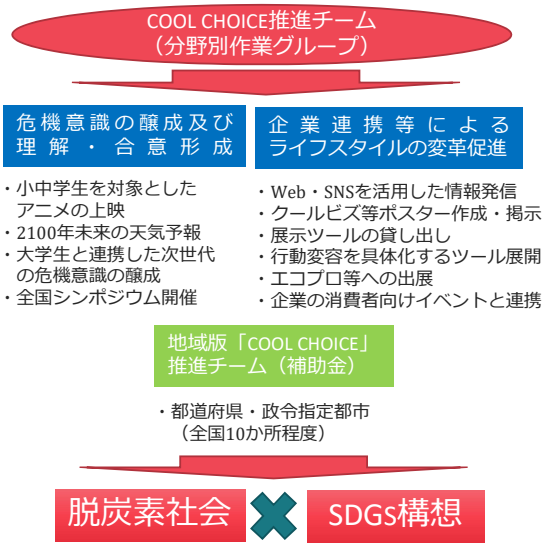

補助率

地域版「COOL CHOICE 推進チーム」の設置等による地域独自施策の推進事業

補助対象者：　都道府県・政令指定都市

補助額：　１箇所あたり 4,000 千円を上限

補　助　率：　定　額

お問合せ先：　地球環境局　地球温暖化対策課　国民生活対策室（03-5521-8341）

地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業

【令和２年度予算（案） 842百万円（842百万円）】

市町村の首長が先頭に立ち、地域の企業・民間団体等と連携して、「COOL CHOICE」を推進する通年に渡る活動を支援します。

1. 事業目的

・地域の様々な活動主体が連携し、きめ細かな地域単位での取組を促進させることで、地域住民の積極的かつ自発的な行動・定着につなげるとともに、地域の特色に合った地球温暖化対策を効果的に推進する。
・本事業の実施により、国民の地球温暖化防止の取組の必要性についての理解度（関心度）90%以上、「COOL CHOICE」の認知率50%以上、個人賛同600万人、企業賛同40万団体を得る。

2. 事業内容

（１）地方公共団体等と連携したCO2排出削減促進事業（672百万円）
　地域の企業・団体や家庭・個人の自発的な地球温暖化対策への取組を促すため、自治体の首長が先頭に立ち、企業・民間団体等と連携して、「COOL CHOICE」を通年に渡り展開する活動に対して支援を行う。
（２）地域コミュニティを活用した地球温暖化対策事業（170百万円）
　地域コミュニティの地域に密着した発信力を最大限活かし、地球温暖化に対する関心を高め自発的な取組を促す。
　具体的には、身近な地域における地球温暖化の現状や影響、更には対策の取組み状況、課題等に関する取材や情報をもとに、地域住民の関心を高め、多くの人が一緒に考え、自発的な取組の輪が広がることを目的とした番組を、地域内の若年層が企画・制作する事業に支援を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　（１）間接補助事業（定額（中核市以上は総事業費の３／４の定率））
　　（２）間接補助事業（定額）
■補助対象　（１）市区町村・民間事業者・団体
　　（２）民間事業者・団体
■実施期間　平成26年度～（地域温暖化対策計画の見直しに合わせて見直し）

4. 事業イメージ

（１）地方公共団体等と連携したCO2排出削減促進事業
【補助対象　定額・定率（上限あり）】
環境省→非営利団体
→市区町村・地方公共団体と連携して事業を行う
　民間企業・団体等
【実施数】
約1,700自治体に対して100箇所程度、民間企業10箇所程度

（２）地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業
【補助対象　定額（上限あり）】
環境省→非営利団体→民間企業等
【実施数】30か所程度

補助率

1. 地方公共団体等と連携した CO2 排出削減促進事業

補助対象者：　市区町村、地方公共団体と連携して事業を行う民間企業・団体等

補助額：　中核市以上は　6,000 千円を上限
　　中核市以下は 5,000 千円を上限
　　民間企業・団体等については 1 箇所あたり 8,000 千円を上限

補　助　率：　定　額（中核市以上は総事業費の３／４の定率）

2. 地域コミュニティを活用した地球温暖化対策事業

補助対象者：　民間企業等

補助額：　1 箇所あたり 5,000 千円を上限

補　助　率：　定　額

お問合せ先：　環境省　地球温暖化対策課　国民生活対策室（03-5521-8341）

CO2削減ポテンシャル診断推進事業

【令和２年度予算（案） 1,500百万円（2,000百万円）】

工場・事業場等のCO2削減診断の支援と、それに基づく設備更新等を支援します。

1. 事業目的

① CO2対策強化の必要性・余地の大きい工場・事業所等に診断を実施。CO2対策提案を提示する。
② 対策提案に基づきCO2対策の実施を促す。
③ ①②の対策により工場・事業所等のCO2対策の推進を図る。

2. 事業内容

①環境省が選定する診断機関による中小企業等の工場・事業所全体におけるCO2削減診断、蒸気・空調システム等の特定システムにおけるCO2削減診断の実施及び診断結果に基づいた削減対策実施案の策定に対して支援する。[補助率：9/10]

②令和2年度、過年度（H30年度、R元年度）の診断結果における策定案に基づき20%以上（中小企業は10%以上）のCO2削減量を必達することを条件とし、実施する対策（設備導入・運用改善）のうち設備導入に対して支援する。[補助率：1/3 (中小企業は1/2)]

③CO2削減ポテンシャル診断推進事業に係る診断機関への支援、診断結果の整理・分析等を行う事業。[委託事業]

3. 事業スキーム

■事業形態　①②間接補助事業（①補助率9/10、②補助率1/3(中小企業1/2)）、③委託事業
■補助対象・委託先　都道府県、市区町村、民間事業者・団体
■実施期間　平成22年度～令和２年度

4. 事業イメージ

① 診断機関（環境省選定）により診断を実施。
診断結果に基づいた削減案を策定し、削減ポテンシャルを見える化。

② 事業者がCO2削減計画に基づき、設備導入・ 運用改善を実施。
そのうち**設備更新費用に対して、支援を実施。**

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室　電話：03-5521-8354　FAX：03-3580-1382

省エネ型浄化槽システム導入推進事業

【令和２年度予算（案）1,800百万円（2,000百万円）】

浄化槽の改修又は更新による低炭素化を支援します。

1. 事業目的

既設の中・大型浄化槽に付帯する機械設備の省エネ改修や古い既設合併処理浄化槽の交換を推進することにより、浄化槽システム全体の大幅な低炭素化を図るとともに老朽化した浄化槽の長寿命化を図る。

2. 事業内容

① 51人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる、省CO_2型の高度化設備（高効率ブロワ等)の改修費用について、1/2を補助する。

② 改正　建築基準法に定める旧構造基準及び新構造基準の浄化槽（ブロワを使用するものに限る）のうち60人槽以上の既設合併処理浄化槽から構造や本体のコンパクト化によってエネルギー削減効果の高いと見込まれる浄化槽への交換及び平成12年度より販売の性能評価型の浄化槽のうち、初期型の合併処理浄化槽から60人槽以上の最高水準の省エネ技術を用いた先進的省エネ浄化槽への交換に係る費用について、 1/2を補助する。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（補助率1/2）

■補助対象　民間事業者・団体、地方公共団体等

■実施期間　平成29年度～令和3年度

4. 補助内容

○省エネ型浄化槽システム導入支援

・浄化槽設備では浄化槽本体の入替え

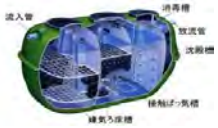

・大型浄化槽の機械設備の例

（高効率ﾌﾞﾛﾜ）

（ｽｸﾘｰﾝ）

（ｲﾝﾊﾞｰﾀ制御装置）

15

地方公共団体

企　業

浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業

【令和２年度予算（案）　500百万円（新規）】

ポテンシャルを有する地域等を対象として、浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネスを促進します。

1. 事業目的

深い海域の多い我が国において、再エネの中で最大の導入ポテンシャルを有し、かつ台風にも強い浮体式洋上風力発電を普及させ、地域の脱炭素化ビジネスを促進する。

2. 事業内容

「再エネの主力電源化」に向け、最大のポテンシャルを有する洋上風力発電の活用が求められている。長崎五島の実証事業にて風水害等にも耐えうる浮体式洋上風力発電が実用化され、確立した係留技術・施工方法等を元に普及展開を進める必要がある。導入にあたってはポテンシャルを見込める離島など遠隔地域が指向されるものの、広域的な風況等マップに加え、海底地形・海象状況等との適合、周辺地域とのアクセスを含む事業性や電力需要等を踏まえた出力変動対策、環境保全・社会受容性等の確保など多種多様な検討も不可欠である。

脱炭素化とともに自立的なビジネス形成が効果的に促進されるよう戦略的に推進すべき地域抽出や円滑な事業化など以下の事項に取組む。

- ①浮体式洋上風力事業化に向けた産学官協議体の設置・中長期目標検討
- ②戦略推進地域（適地）の抽出・事業計画の検証等
- ③既存の浮体式洋上風車の社会受容・環境性など適地・金融機関等関係者への理解醸成
- ④先導的な対象地域における事業化導入計画の策定等

3. 事業スキーム

■事業形態	委託（①～③）・補助（④；補助率2/3）
■対象	民間事業者、地方公共団体、大学、公的研究機関、等
■実施期間	令和２年度～令和5年度

4. 事業イメージ

グリーンボンドや地域の資金を活用した脱炭素化推進事業

【令和２年度予算（案）　600百万円（600百万円）】

グリーンボンド等の発行支援を行う者を登録・公表し、発行に要する追加コストを補助制度により支援します。

1. 事業目的

グリーンボンド等により企業や自治体が調達した資金や地域の資金を活用して、効率的に脱炭素化事業を実施する取組を強力に支援する。

2. 事業内容

2度目標達成のためには、民間資金を脱炭素化事業（再エネ、省エネ）に大量導入していくことが不可欠。グリーンボンド等により企業や自治体が調達した資金や地域の資金を活用して、効率的に脱炭素化事業を実施する取組を強力に支援する。具体的には、以下の事業を行う。

(1)①グリーンボンド等の発行支援を行う者の登録・公表を行う。

(1)②グリーンボンド等を発行しようとする者（企業・自治体）に対して支援グループを構成し効率的・包括的な発行支援（外部レビュー付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等）を行う者に対し、その支援に要する費用を補助する。

(2)地方公共団体の戦略的な参画・関与の下、市民、地元企業、地域金融機関等が出資する事業体が展開する地域の脱炭素化の事業化（事業体の設置又は強化・拡充）に係る費用の一部を補助する。

4. 事業イメージ

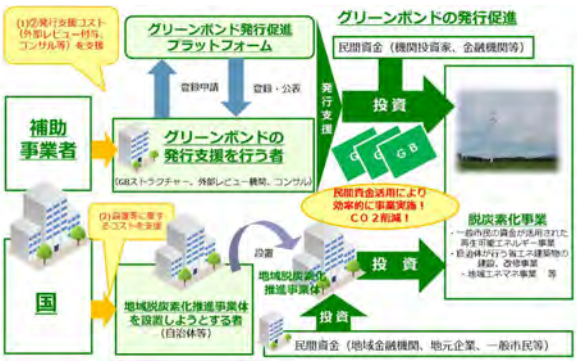

3. 事業スキーム

(1) ■事業形態　①委託事業　②間接補助事業（補助率8／10、上限40百万円）
■補助対象　①非営利団体等　②民間事業者・団体等
■実施期間　①・②平成30年度～令和4年度

(2) ■事業形態　直接補助事業（補助率1／3、1／2、2／3）
■補助対象　地方公共団体、非営利団体、民間事業者等
■実施期間　平成30年度～令和２年度

グリーンボンド発行促進体制整備支援事業

16-1

【令和２年度予算（案）　500百万円（500百万円）】

グリーンボンド等の発行支援を行う者を登録・公表し、発行に要する追加コストを補助制度により支援します。

1. 事業目的

① グリーンボンド市場の自律的な形成・発展に向けて、発行支援体制を整備する。
② グリーンボンド等の発行・投資を促進し、グリーンボンド等により企業や自治体が調達した資金を活用して効率的に脱炭素化事業を実施する取組を強力に支援する。

2. 事業内容

2度目標達成のためには、民間資金を脱炭素化事業（再エネ、省エネ等）に大量導入していくことが不可欠。その有効なツールとして我が国においてもグリーンボンド等の発行事例は増えてきているものの、通常の債券発行手続に加え、グリーンボンドフレームワークの検討・策定・運用が必要となることから、グリーンボンド等の発行支援体制を整備し、グリーンボンド等の発行・投資を促進し、効率的に脱炭素化事業を実施する取組を強力に支援する。具体的には、以下の事業を行う。

- グリーンボンド等の発行支援を行う者の登録・公表を行う。
- グリーンボンド等を発行しようとする者（企業・自治体）に対して支援グループを構成し効率的・包括的な発行支援（外部レビュー付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等）を行う者に対し、その支援に要する費用を補助する。

4. 事業イメージ

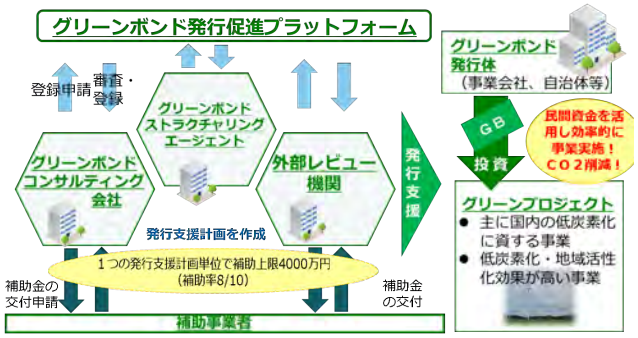

※ グリーンボンドとは、グリーンプロジェクトの資金を調達するために発行する債券
国内企業等によるグリーンボンドの2018年における発行額は前年比で約2.5倍(約5360億円)

3. 事業スキーム

■事業形態　委託事業
■補助対象　非営利団体等
■実施期間　平成30年度～令和4年度

■事業形態　間接補助事業（補助率8／１０、上限40百万円）
■補助対象　民間事業者・団体等（グリーンボンド発行支援者）
■実施期間　平成30年度～令和4年度

お問合せ先：　環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室　電話：03-5521-8240

16-2 地域脱炭素化推進事業体設置モデル事業

【令和２年度予算（案） 100百万円（100百万円）】

地方公共団体の参画・関与の下、地域の脱炭素化事業を展開する事業体づくりを支援します。

1. 事業目的

① 再生可能エネルギーの活用等による地域の脱炭素化を持続的に展開する事業体の自立的な普及を促す。
② 事業体の自立的な普及に向け、地方公共団体の戦略的な参画・関与の下、地域金融機関の資金や事業性評価等のノウハウを最大限に活かして、市民や地元企業等の地域の資金による出資を促す。

2. 事業内容

- 地域の再生可能エネルギーの活用は、地域の脱炭素化に資すると同時に、地域経済循環の拡大を促すため、地域循環共生圏の鍵となる。
- 特に、地方公共団体の戦略的な参画・関与の下、地域における面的な脱炭素化を推進する事業体には、脱炭素化や地域経済循環への効果に加え、多様な地域課題の解決に向けた事業への展開も期待できる。
- こうした事業体が自立的に普及するには、地域金融機関の資金や事業性評価等のノウハウを最大限に活かしつつ、市民や地元企業等の地域の資金による出資を促すことが必要である。
- このため、地方公共団体の戦略的な参画・関与の下、市民、地元企業、地域金融機関等が出資する事業体が展開する地域の脱炭素化の事業化（事業体の設置又は強化・拡充）に係る費用の一部を補助する。

3. 事業スキーム

■事業形態	直接補助事業（補助率１／３、１／２、２／３）
■補助対象	地方公共団体、非営利団体、民間事業者・団体等
■実施期間	平成30年度～令和２年度

4. 事業イメージ

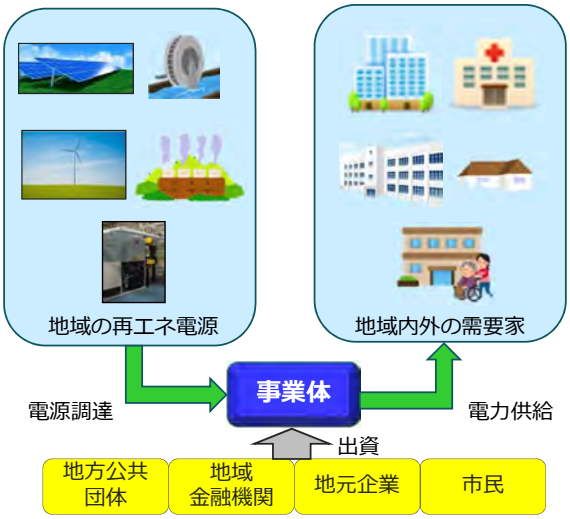

お問合せ先： 環境省大臣官房環境計画課　電話03-5521-8233

脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

【令和２年度予算（案）　7,300百万円（7,500百万円）】
【令和元年度補正予算（案）　300百万円】

先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器の導入を支援します。

1. 事業目的

冷凍冷蔵物流における先進技術を活用した省エネ型自然冷媒機器の導入加速化を図り、競争力強化を通じた我が国メーカーによる地球規模での環境対策への貢献を後押しする。

2. 事業内容

業務用冷凍冷蔵機器の冷媒には、特定フロン（HCFC）や代替フロン（HFC）が使用されているが、業務用冷凍冷蔵機器に使用されるフロン類はCO_2の約2千倍から1万倍以上の温室効果を有し、地球温暖化対策計画の目標達成のためには大幅な排出削減が必要。

HCFCは2019年末に生産全廃、さらに、HFCもモントリオール議定書改正等により、2036年までに85%分の生産及び消費の段階的削減となり、早期転換が必須。

2019年5月に成立した改正フロン排出抑制法附帯決議においても、「脱フロン化・低炭素化を推進するため（中略）初期導入コストが割高なため普及が進まない機器の導入のための支援を充実・強化すること。」とされている。

HCFCやHFCを代替する技術として省エネ型自然冷媒機器の技術があるが、イニシャルコストが高いことから現時点で自立的導入には至っておらず、直接転換が進まない場合、将来的に脱フロン・低炭素化が遅滞し民間の二重投資のおそれ。

そのため、この機を捉え、省エネ性能の高い自然冷媒機器の導入を支援・加速化し、一足飛びで脱フロン化・低炭素化を進めるため、冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗における省エネ型自然冷媒機器の導入に対して支援を行う。

3. 事業スキーム

- ■事業形態　間接補助事業
- ■補助対象　民間事業者・団体、地方公共団体等
- ■実施期間　平成30年度～令和4年度

4. 事業イメージ

【事業スキーム】

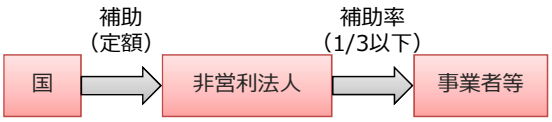

（注）省エネ型自然冷媒機器
フロン類ではなく、アンモニア、二酸化炭素、空気等、自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍冷蔵機器であって、同等の能力を有するフロン類を冷媒として使用した機器と比較してエネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないもの

＜中央方式冷凍冷蔵機器＞

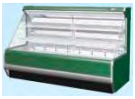
＜冷凍冷蔵ショーケース＞

社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業（国土交通省連携事業）

【令和２年度予算（案）　782百万円（新規）】

社会課題と物流の脱炭素化・低炭素化の同時解決を図る先進的な設備の導入を支援します。

1. 事業目的

① 地球温暖化対策計画に掲げるCO2排出量削減目標達成のため、物流の脱炭素化・低炭素化に資する先進的な設備導入を支援し、一定の需要を生み出すことにより、機器の低価格化を促進。

② 機器の自立的普及を促し、物流のCO2排出量削減とともに人口減少・高齢化に伴う労働力不足、地域の物流網維持、防災・減災等の課題解決を図り、社会変革を同時実現する。

2. 事業内容

1．自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業

物流倉庫において、省人化・省エネ型機器と再生可能エネルギー設備の同時導入を支援。CO2排出量の大幅削減とともに、労働力不足対策や防災・減災対策を同時実現。

2．過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業

荷量の限られる過疎地域において、既存物流からドローン物流への転換を支援。輸配送の効率化によるCO2排出量の大幅削減とともに、労働力不足対策や災害時も含め持続可能な物流網の構築を同時実現。

3．トラック輸送高効率化支援事業

通常のトラック2台分と比べ約4割のCO2排出量削減効果のある連結トラック、積載率の向上による輸送効率向上に資するスワップボディコンテナ車両の導入を支援し、幹線物流におけるCO2排出量の大幅削減とともに、ドライバーの働き方改革に寄与。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業

■補助対象　民間事業者・団体

■実施期間　令和２年度～令和６年度

4. 事業イメージ

1．自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業

一定規模以上の倉庫への横展開により倉庫業全体でCO2排出量2030年４割削減

2．過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業

<過疎地域等の課題>
・人口減少に伴う荷量の減少による積載効率の低下や輸送コストの増加
・トラックドライバーの高齢化や人手不足

ドローン物流への転換

過疎地域等の物流網維持と物流低炭素化による社会変革

補助率

1. 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業

・補助対象者：民間事業者等　　補助率：１／２

2. 過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業

・補助対象者：民間事業者等　　補助率：定額又は１／２
（無人航空機の飛行経路となる地元自治体が事業実施者又は共同事業者として含まれることが必要）

3. トラック輸送高効率化支援事業

・補助対象者：民間事業者等　　補助率：差額の１／２又は差額の１／３

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 低炭素物流推進室　電話：03-5521-8329

地方公共団体又は
民間団体向け事業の「委託事業」

中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業

【令和２年度予算（案）650百万円（750百万円）】

中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システムの評価・検証を行います。

1. 事業目的

① 市区町村と先導的な技術を有する企業が共同で、地域特性を十分踏まえた廃棄物エネルギー利活用に係る技術評価・検証事業を行う。

② 本事業で得られた技術的知見等を広く水平展開し、他の中小廃棄物処理施設への導入の一層の促進を図るとともに、中小廃棄物処理施設のマルチベネフィット（自立・分散型エネルギー社会や地域防災能力の構築等）にも着目する。

2. 事業内容

- 第５次環境基本計画で打ち出された「地域循環共生圏」は、自立・分散型の社会を形成しつつ近隣地域等と地域資源を補完し支え合う考え方であり、中小廃棄物処理施設においても地域活性化に取り組むことが重要である。
- バイオマスをはじめとした廃棄物エネルギーは十分に活用されておらず中小規模（特に100t/日未満）の廃棄物処理施設では、発電などの余熱利用がほとんど行われていない。
- 現在の廃棄物発電の主流である廃熱ボイラ＋蒸気タービン方式は、中小規模施設では効率が低下する課題があり、エネルギー効率のより高い先導的な技術・システムの評価・検証が必要である。そこで、以下の事業について委託を行う。

（１）中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業（600百万円）

①先導的廃棄物処理システム化技術評価・検証事業（500百万円）

②先導的廃棄物処理要素技術評価・検証事業（100百万円）

（２）中小廃棄物処理を通した資源循環・エネルギー回収促進方策モデル調査検討事業（50百万円）

3. 事業スキーム

■事業形態	委託事業
■委託先	(1)民間団体及び地方公共団体　(2)民間団体
■実施期間	平成29年度から令和２年度まで （令和元年度までに採択された継続事業のみ）

4. 事業イメージ

中小廃棄物処理施設へのシステム化技術・要素技術の事例

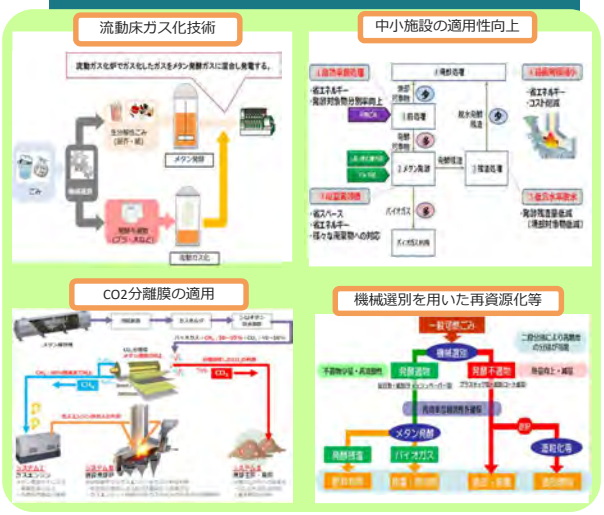

お問合せ先：　環境省　環境再生・資源循環局　廃棄物適正処理推進課　　電話：03-5521-9273

再エネ等を活用した水素社会推進事業

【令和２年度予算（案） 3,580百万円】

脱炭素社会構築に向けた水素サプライチェーンを地域に実装し、CO2削減効果や普及に必要な条件等を検証します。

1. 事業目的

① 化石燃料由来ではなく再エネ等由来水素の利活用の推進・低コスト化実現に向けた実証を行う。
② 「つくる」「はこぶ・ためる」「つかう」まで一貫した再エネ等由来水素サプライチェーンの構築を行う。

2. 事業内容

水素のCO2削減効果の評価手法を確立、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した水素の脱炭素化促進及び地域おける水素サプライチェーンの水平展開を効率的に図っていきます。具体的には以下の委託事業を行います。

1. 水素利活用CO2排出削減効果等評価・検証事業
   水素の製造から利用までの各段階のCO2削減効果を検証し、サプライチェーン全体で評価を行うためのガイドラインを策定･改善し情報発信を行います。
2. 地域連携・低炭素水素技術実証事業
   地方自治体と連携の上、地域の再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した水素サプライチェーンを構築し、先進的かつ脱炭素社会構築を目指した水素技術を実証します。
3. 既存の再エネを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・実証事業
   既存の再エネを活用した水素供給コストの抑制や需要の創出に繋がるシステムの構築など、事業化に向けた水素供給モデルの運用実証を実施します。

3. 事業スキーム

■事業形態　委託事業
■委託先　地方公共団体、民間事業者・団体等
■実施期間　1．2．平成27年度～令和3年度（予定）
　　3．　令和2年度～令和4年度（予定）

4. 事業イメージ

民間団体向け事業の「補助事業」

省CO_2型リサイクル等高度化設備導入促進事業

【令和２年度予算（案）　4,320百万円（3,330百万円）】

省CO_2型リサイクル等設備の導入を支援します。

1. 事業目的

① アジア全体に拡大する廃プラスチックの禁輸措置に加え、令和元年５月に採択されたバーゼル条約の規制対象に汚れた廃プラスチックが加えられることへの対応及び令和元年５月に策定されたプラスチック資源循環戦略を踏まえ、国内の省CO_2型プラスチックリサイクル設備の整備を行います。
② 上記とともに、再生可能エネルギー設備等の低炭素製品のリサイクル設備への支援を行い、低炭素化と資源循環の統合的実現を目指します。

2. 事業内容

・プラスチック・低炭素製品等に係る高度リサイクル等の省CO_2型設備（トップランナー）への補助

（対象設備例）

廃プラの選別設備

ペレット化設備

太陽光パネルリサイクル設備

炭素繊維強化プラリサイクル設備

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（補助率１／３、１／２）
■補助対象　民間団体等
■実施期間　平成30年度～令和２年度

4. 事業イメージ

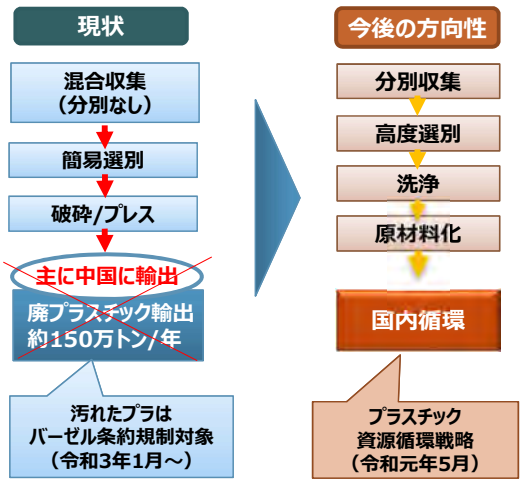

廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業

【令和２年度予算（案）1,950百万円 (新規)】

地域循環共生圏構築（脱炭素化・災害廃棄物処理体制構築・地域活性化等）に資する廃棄物処理施設の整備を支援します。

1. 事業目的

① 廃棄物エネルギーを有効活用（発電等）することで化石燃料の使用量を削減し、**社会全体での脱炭素化**を進める。
② 災害廃棄物の受入に関する地元自治体との協定の締結や地元産業へのエネルギー供給を交付の条件とすることなどにより、低炭素化以外の政策目的の達成を図り、**地域循環共生圏の構築を促進**する。

2. 事業内容

環境基本計画や循環型社会形成推進基本計画等では**脱炭素社会の実現**、**万全な災害廃棄物処理体制構築**及び**地域内での資源循環等の実現**等による**地域循環共生圏の構築**の重要性について指摘している。廃棄物焼却施設における熱回収（発電及び熱利用）は未利用エネルギーの活用による化石燃料消費抑制に資するにもかかわらず、産業廃棄物焼却施設のうち、**発電設備を導入している施設は約18%、熱利用設備を導入している施設は約27%という状況にあり、廃棄物の焼却熱の有効利用の余地は大きい**。

本事業では、廃棄物エネルギーを有効活用し社会全体での脱炭素化に資する事業のうち、地元自治体と災害廃棄物受入等に関する協定を結ぶことで**地域のレジリエンスの向上に貢献し**、かつ、地域内での資源・エネルギーの循環利用による**地域の活性化や地域外への資金流出防止等に資する事業を支援**する。

補助内容 ① 廃熱を高効率で熱回収する設備（高熱量の廃棄物の受入量増加に係る設備を含む）の設置・改良（熱や電気を施設外でも確実に利用すること）
② 廃棄物から燃料を製造する設備（製造した燃料が確実に使用されること）及び廃棄物燃料を受け入れる際に必要な設備の設置・改良
③ 低炭素型廃棄物処理支援事業の交付対象設備（継続のみ。令和２年度まで）

3. 事業スキーム

- ■事業形態　間接補助事業（補助率１／３）
- ■対象　民間事業者・団体
- ■実施期間　令和２年度から令和６年度

4.事業イメージ

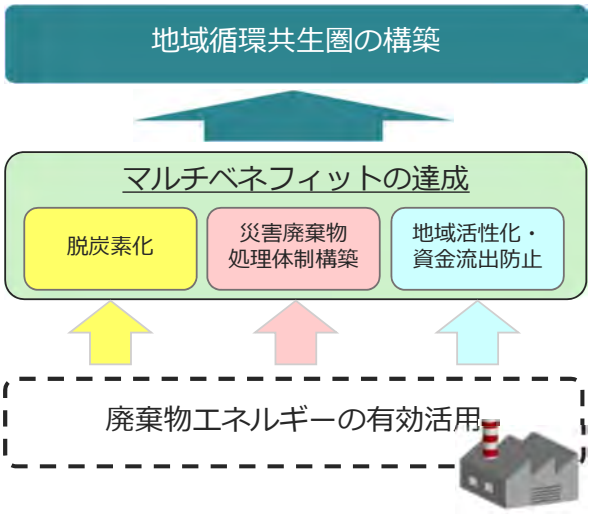

戸建住宅におけるネット･ゼロ･エネルギー･ハウス（ZEH）化支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）

【令和２年度予算（案）　6,350百万円（6,350百万円）】

戸建住宅における省エネ・省CO2化の新築に支援します。

1. 事業目的

① 新築戸建住宅におけるZEHの普及拡大
② 2030年度の家庭部門からのCO2排出量約４割削減（2013年度比）に貢献

2. 事業内容

① 戸建住宅（注文・建売）において、ZEH※の交付要件を満たす住宅を新築・改修する者に補助を行う。（ ZEH（60万円/戸）
② ①の要件を満たす住宅に、蓄電池を設置する者に定額の補助を行う。（2万円/kWh（上限額：20万円/台））

※ZEHは、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、１年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅

ZEHイメージ図

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業
■補助対象　民間事業者
■実施期間　平成30年度～令和2年度

4. 補助対象の例

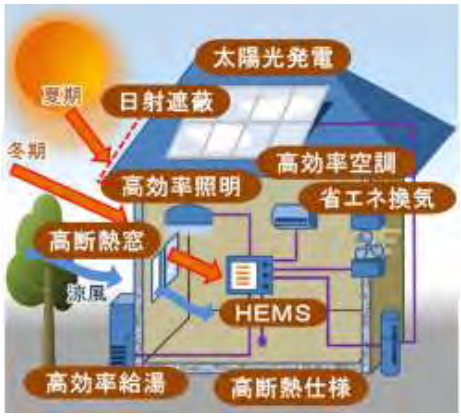

①ZEHへの支援

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進事業

【令和２年度予算（案）　328百万円（338百万円）】

温対法第39条及び第38条に基づき、全国地球温暖化防止活動推進センター（全国センター）及び地域地球温暖化防止活動推進センター（地域センター）の調査・情報収集・提供・普及啓発・広報活動等を委託・補助により実施します。

1. 事業目的

①地域や個人によって異なる生活スタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進することで、住民の意識改革や自発的な取組の拡大・定着を目指す。
②地域の特色に合った地球温暖化対策の拡大・定着、情報収集・提供・普及啓発を通じ、家庭・業務部門の効果的な温室効果ガス削減に寄与する。

2. 事業内容

（１）全国地球温暖化防止活動推進センター調査・情報収集等業務　（102百万円）

温対法第39条に基づき、国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を促進する方策や、地球温暖化対策に関する調査研究、普及啓発・広報活動、地域センターとの連絡調整、地域センターの事業に従事する者に対する研修及び地域センターへの指導等を実施する。

（２）地域における地球温暖化防止活動促進事業　（226百万円）

温対法38条に基づき、地域における日常生活に関する温室効果ガスの排出実態や、身近な地球温暖化対策に関する、調査、情報収集、啓発活動等、地域関係団体との連携等を実施する。

3. 事業スキーム

■事業形態　（１）委託事業　（２）間接補助事業（補助率　9／10　）

■委託先/補助対象　（１）全国地球温暖化防止活動推進センター
（２）地域地球温暖化防止活動推進センター

■実施期間　平成28年度～

4. 事業イメージ

（１）全国センター
【委託対象】　環境省→全国センター
・日常生活実態アンケート調査
・優良事例等取組発信
・地域センター研修

地域センター研修

（２）地域センター
【補助対象　補助率：9／10】
環境省→非営利法人→地域センター
・地域における実態調査・情報収集等
・地域住民への啓発活動

地域センターによる地域住民への啓発活動

先進対策の効率的実施によるCO2排出量大幅削減事業

【令和２年度予算（案） 3,300百万円（3,700百万円）】

工場・事業場等における先導的な低炭素機器等の設備更新を支援します。

1. 事業目的

① 排出量の増加が顕著である業務部門と最大排出部門となっている産業部門における排出量の大幅削減
② 先進的な設備導入支援及び費用効率性向上を促す仕組みの確立
③ 更なる排出量削減に取り組む事業者の裾野拡大
④ 国内排出量取引制度の検討にあたっての実証

2. 事業内容

① 先導的な低炭素技術（L2-Tech(※1)認証製品）等への設備更新および運用改善等によりCO2の大幅削減目標を掲げ達成を約束した事業者に対し費用の一部を補助。
(※1)Leading and Low-carbon Technology
・L2-Tech認証製品の導入比率は製品価格ベースで50%以上
・運用改善等による削減目標は、削減目標全体の10%以上
・ガイドライン(※2)に沿ったCO2排出量算定結果の報告
・削減目標未達の場合は参加事業者間でCO2排出枠を取引
(※2)ASSETモニタリング報告ガイドライン

② 事業運営に必要なシステムの運用・保守、CO2排出量算定報告書の査読・取りまとめ等

3. 事業スキーム

■事業形態　①間接補助事業（補助率１／２以内）、 ②委託事業
■補助対象　民間事業者・団体
■実施期間　平成24年度～令和２年度

4. 事業イメージ

補助率

補助対象者：　民間団体等

補助率：　ASSET 事業対象の L2-Tech 認証製品　１／２、１／３
上記製品以外の低炭素機器　１／３

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室　　電話：03-5521-8354　FAX：03-3580-1382

26

地方公共団体

企　業

CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業

【令和２年度予算（案）6,500百万円（6,500百万円）】

CO2排出削減技術の早期の社会実装を目指した開発・実証を支援します。

1. 事業目的

① 2030年度までの温室効果ガス26%削減、2050年までの80%削減、及び地域循環共生圏の構築に向け、あらゆる分野において更なるCO2排出削減が可能な技術を開発し、早期に社会実装することが必要不可欠。一方、民間に委ねるだけでは、必要なCO2排出削減技術の開発が十分に進まない状況。脱炭素社会への移行に向けて新たな社会システム・技術の開発・実証を公募型で進め、早期の社会実装を推進。

② このため、将来の地球温暖化対策強化につながり、各分野におけるCO2削減効果が相対的に大きい技術の開発・実証を政策的に進め、早期の実用化を図ることでCO2排出量の大幅な削減を目指す。

2. 事業内容

- 将来的な地球温暖化対策の強化につながるCO2削減効果の優れた技術について開発・実証を行い、早期に社会実装することで、社会全体のCO2排出量を大幅に削減。
- 2050年目標からバックキャストして特に政策上重要な技術課題を設定し、優先テーマとして採択。初年度は委託事業で開始し、オープンイノベーションにより異分野の企業等が連携することで複数の要素技術を同時並行で開発する体制を構築し、後年度に補助事業に移行する等して確実な事業化を達成する。
- 上記の優先テーマ以外にも、建築物、再生可能エネルギー、循環資源、社会システムなどの分野について、事業化見込みが高く地球温暖化対策の強化につながる課題の採択・補助等を行う。
- 採択後の事業監督や中間審査を通じて、事業化・普及の確度を高める。

3. 事業スキーム

■事業形態	補助事業(1/2)・委託事業
■委託・補助対象	民間事業者・団体・大学・研究機関等
■実施期間	平成25年度～令和４年度

4. 活用事例・事業イメージ

低コストな蓄電デバイス搭載定置式双方向充電システムおよび小型双方向車載充電器を、開発・実証し、EV等の普及促進を行うとともに、車載バッテリー活用による分散型エネルギーシステムの構築を促進。

社会実装例

ZEB

マイクロ水力発電

EVバッテリー※

※世界初の量産型電気自動車（日産リーフ）に搭載され、今日の電気自動車が日常にある社会の実現という社会変革につなげた。

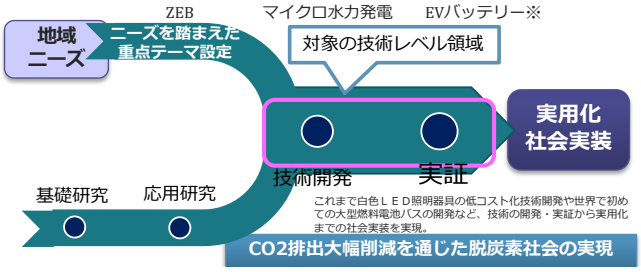

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室　　電話：03-5521-8339　FAX：03-3580-1382

革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業

【令和２年度予算（案）　1,800百万円（新規）】

環境省が実用化・製品化に向け実証してきた省CO2のための部材や素材の社会実装に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

これまで環境省が開発を主導してきた、窒化ガリウム（GaN）やセルロースナノファイバー（CNF）といった省CO2性能の高い革新的な部材や素材を活用した製品の早期商用化に向けた支援を行い、CO2排出量の大幅な削減を目指す。

2. 事業内容

環境省が革新的な省CO2実現に向けて実用化・製品化に向けて開発してきた部材や素材（窒化ガリウム（GaN）、セルロースナノファイバー（CNF）等）は従来の素材・部材を用いた製品に比べて革新的な省CO2を達成することが可能であるものの、社会実装・普及展開を加速化し、実際のCO2削減につなげていくことが必要。

このため、省CO2性能の高い部材や素材を活用し、実際の製品等への導入を図る事業者に対し、支援を実施し、社会実装・普及展開の加速化を図る。

委託事業で実機搭載における安全性・信頼性・省エネ効果・品質向上策等を検証等するとともに、補助事業で商用規模生産のためのプロセス設計と設備投資等を支援し、これら部材・素材の早期の社会実装による大幅なエネルギー消費量の削減を実現する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態　委託、間接補助事業（補助率１／２）
- ■委託/補助対象　民間事業者・団体等
- ■実施期間　令和２年度～令和6年度

4. 事業イメージ

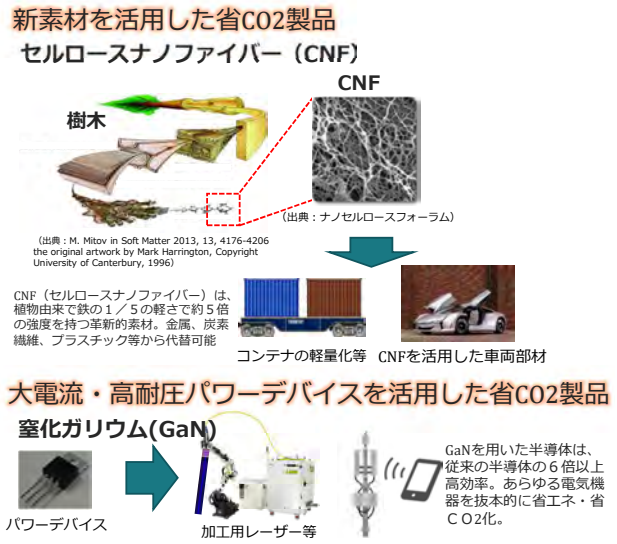

28

地方公共団体

企　業

脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業

【令和２年度予算（案）　3,600百万円（3,500百万円）

プラスチック代替素材への転換・社会実装を支援します。

1. 事業目的

① 海洋プラ問題、資源廃棄物制約、温暖化対策等の観点から、プラスチックの海洋汚染低減、３Rや再生可能資源転換が求められています。
② 「プラスチック資源循環戦略」に基づき、「代替素材への転換」、「リサイクルプロセス構築・省CO2化」、「海洋生分解素材への転換・リサイクル技術」を支援し、低炭素社会構築に資するシステム構築を加速化します。

2. 事業内容

①　化石由来プラスチックを代替する省CO2型バイオプラスチック等1 再生可能資源）への転換・社会実装化実証事業

バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF等のプラスチック代替素材の省CO2型生産インフラ整備・技術実証を強力に支援し、製品プラスチック・容器包装や、海洋流出が懸念されるマイクロビーズ等の再生可能資源等への転換・社会実装化を推進。

②　プラスチック等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチックなどのリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を強力に支援し、使用済素材リサイクルプロセス構築・省CO2化を推進。

3. 事業スキーム

6　事　業　形　態	委託事業、間接補助事業（補助率１／３、１／２）
■委託先・補助対象	民間事業者・団体、大学、研究機関等
6　実　施　期　間	令和元年度～令和５年度

4. 事業イメージ

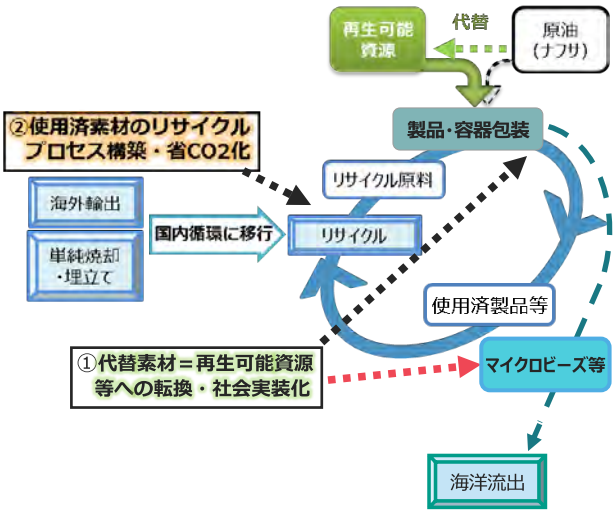

お問合せ先：　環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室 電話：03-5501-3153、水・大気環境局水環境課海洋プラスチック汚染対策室　電話：03-5521-8304

地域脱炭素投資促進ファンド事業

【令和２年度予算（案）4,800百万円（4,600百万円）】

再生可能エネルギー発電事業等の脱炭素化プロジェクトに出資します。

1. 事業目的

① 一定の採算性・収益性が見込まれる脱炭素化プロジェクトに地域の民間資金を呼び込むため出資により支援する。
② 民間だけでは進んでいない脱炭素社会の構築に資する事業の課題を克服し、普及を促進する。
③ 地域における資金循環の円滑化を図り、脱炭素社会の創出と地域活性化を同時に実現する。

2. 事業内容

① 基金設置法人に対し補助金を交付し、同法人が「地域脱炭素投資促進ファンド」（基金）を運営する。
② 地域脱炭素投資促進ファンドからの支援は以下の通り。

1.対象事業
- ➢二酸化炭素排出量の抑制・削減につながるもの
- ➢地域の活性化に資するもの
- ➢民間だけでは必要な資金を調達できない脱炭素社会の構築に資する事業（例えば、設備稼働までリードタイムが長期に及ぶ等事業リスクが高いケース、金融機関の事業性評価の知見が不足しているケース等）

2.出資先
- ➢対象事業を行う事業者（対象事業者）

3. 事業スキーム

■事業形態	直接補助事業（基金）
■補助対象	民間事業者・団体
■実施期間	平成25年度～

4. 事業イメージ

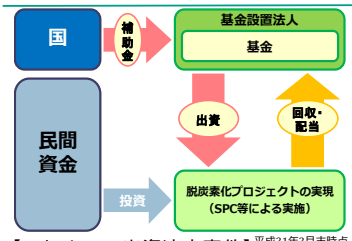

【これまでの出資決定案件】平成31年3月末時点（非公表案件含む）

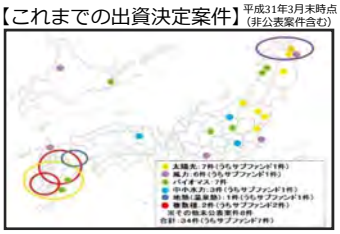

【累計実績】
- ■出資決定：34件、141億円
- ■誘発された民間資金：1,460億円
- ■呼び水効果：約10倍

環境金融の拡大に向けた利子補給事業

【令和２年度予算（案） 1,100百万円（1,219百万円）】

地域循環共生圏の創出に資するESG融資を通じた脱炭素設備投資を促進します。

1. 事業目的

① SDGsや脱炭素社会の実現に向けては、民間資金の大量動員が必要。我が国において圧倒的ウエイトを占める間接金融の担い手、特に地域金融機関の融資行動にアプローチすることにより、“Ｅ”に着目したインパクトのある地域ESG融資を拡げるとともに、民間資金による地球温暖化対策の促進を図り、地域循環共生圏の創出に繋げる。

2. 事業内容

○ 環境配慮型融資促進利子補給事業（159百万円）**※継続案件のみ**

○ 環境リスク調査融資促進利子補給事業（583百万円）**※継続案件のみ**

○ 地域ESG融資促進利子補給事業（358百万円）

地域循環共生圏の創出に資するESG融資であって、地球温暖化対策のための設備投資等に対する融資を行う金融機関に対し、当該融資について、年利１％を限度に利子補給を行う。

① ESG融資目標設定型

② CO2削減目標設定支援型

※ 利子補給金は、交付対象融資の利子に充当。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（利子補給率 年利1%又は1.5%を限度）

■補助対象　金融機関

■実施期間　平成25年度～令和6年度

4. 事業イメージ

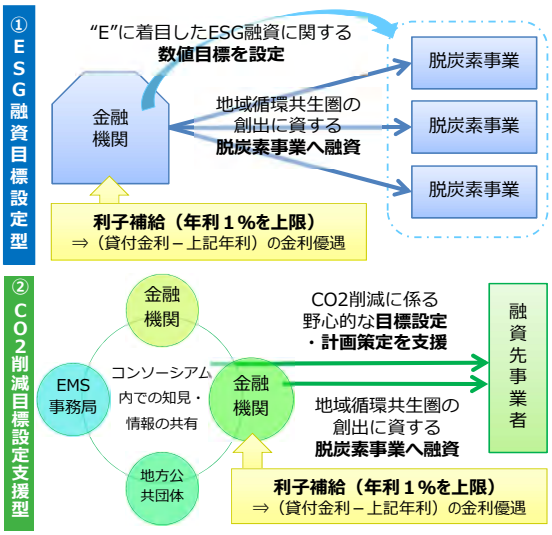

お問合せ先： 環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室　電話：03-5521-8240

エコリース促進事業

【令和２年度予算（案）　1,600百万円（1,900百万円）】

脱炭素社会構築に資する機器をリースにより導入する場合にリース料の低減を行い、設備導入を支援します。

1. 事業目的

脱炭素社会構築に資する機器（以下「脱炭素機器」という。）の普及を促進し、CO2排出量削減を加速化させる。また、脱炭素機器を取り扱うリース事業者の拡大を図る。

2. 事業内容

脱炭素機器の普及を進めるにあたり、多額の初期投資(頭金)が必要となる点を解決する必要がある。頭金を要しないリースという金融手法を活用し、脱炭素機器の導入を加速させる。具体的には以下の事業を実施する。

①補助事業（1,570百万円）

中小企業や個人事業主等が、リースにより脱炭素機器を導入した場合に、リース料総額の１%から５%を指定リース事業者に助成（ただし東北３県に係るリース契約は10%）し、リース料の低減を行う。

※脱炭素機器の例：太陽光パネル、発光ダイオード照明装置(LED)、高効率ボイラー、高効率ヒートポンプ給湯、高効率冷凍冷蔵庫　等

②リース手法を活用した新たな支援方策の検討(30百万円)

リースという金融手法を活用した中小企業等の脱炭素化の加速に向け、新たな支援方策を検討する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態　①間接補助事業　②委託事業
- ■①補助対象・②委託先　①・②民間事業者・団体
- ■実施期間　①平成23年度～　②令和２年度

4. 事業イメージ

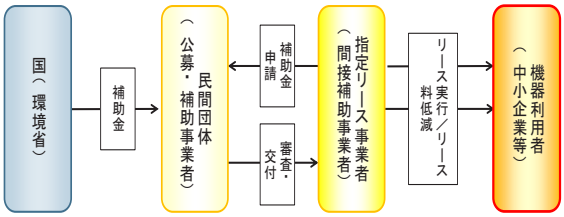

対象製品イメージ

パリ協定達成に向けた企業のバリューチェーン全体での削減取組推進事業

【令和２年度予算（案）　621百万円（621百万円）】

バリューチェーン全体で脱炭素経営を促進し、企業価値の向上を促進する

1. 事業目的

・SBTやRE100、TCFDといった脱炭素経営に舵を切る日本企業の取組を支援するとともに、企業が環境情報を開示するための情報開示の基盤整備を行うことで投資家の対話を促進し、脱炭素経営を通じた企業価値向上の取組を後押しする。

2. 事業内容

- ﾊﾟﾘ協定の中で、企業等の非政府主体の排出削減の重要性が強調されたことを契機に、国際企業は バリューチェーン全体での排出削減を目指し、SBTやRE100等に続々とコミットし、実現に着手している。
- 金融安定理事会が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)は、2017年に気候変動のリスク・チャンスを財務情報に織り込み、開示することを求めている。
- 本事業は、企業のバリューチェーン全体をカバーする中長期の削減目標の策定を後押しし、バリューチェーン全体のCO2削減を促進するもの。また、中小企業等がこれらのイニシアティブに意欲に取り組んだ際、取組を評価する方法についても検討を行う。
- 加えてTCFDの提言に沿った、気候関連リスク・機会のシナリオ分析の取組を支援し、シナリオ分析の事例の蓄積とガイダンスを策定する。
- これら企業の情報が投資家に伝わり、ESG金融が促進するよう、企業の脱炭素化等データ分析機能と、投資家との対話機能を統合した世界初の基盤を構築する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態　委託業務、間接補助事業（補助率１/2）
- ■委託先　民間事業者・団体
- ■実施期間　次項参照

4. 事業イメージ

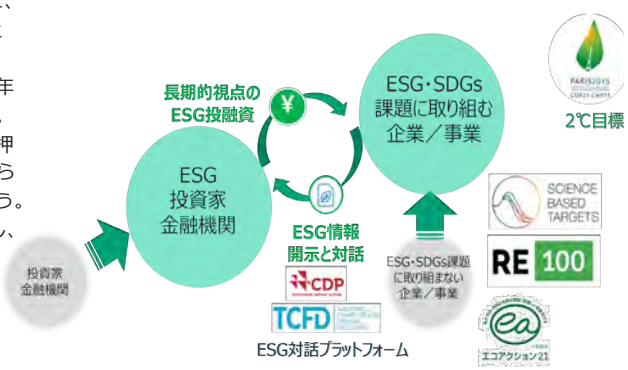

32-1

パリ協定達成に向けた企業のバリューチェーン全体での削減取組推進事業のうち気候リスク・機会を織り込んだ脱炭素経営促進事業

【令和２年度予算（案）　380百万円（400百万円）】

気候変動を織り込んだシナリオ分析を実施し、環境経営情報の開示基盤を構築する

1. 事業目的

①気候変動に関するリスク・機会を織り込むシナリオ分析支援を通じ、TCFDへの対応を円滑化する
②環境情報の開示基盤を整備し、企業と投資家の直接対話を促進する

2. 事業内容

- 主要国の財務大臣・中央銀行からなる金融安定理事会が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)は、2017年にすべての企業に対して脱炭素経営を行うことを求める提言を発表。
- 具体的には、企業は2℃シナリオ等の気候変動シナリオを用いて自社の気候関連リスク・機会を評価し、経営戦略・リスクマネジメントへ反映、その財務上の影響を把握し、年次財務報告書と併せて開示することが求められている。
- 本事業ではこうしたTCFDの提言に沿って対応する際に企業の課題となる、気候変動に関してのシナリオ分析を行う企業の取組を支援するとともに、TCFDコンソーシアムとも連携しつつ、その過程を取りまとめたガイダンスを策定するもの。
- また、これら企業の情報が投資家に伝わり、ESG金融が促進するよう、企業の脱炭素化等のデータ分析機能と、投資家との対話機能を統合した世界初の基盤を構築する。

①TCFDに沿った気候ﾘｽｸ・機会のｼﾅﾘｵ分析のｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ策定事業(130百万円)
②ﾊﾞﾘｭｰﾁｪｰﾝ排出量等の環境情報を活用した投資促進のための環境情報開示基盤整備事業(250百万円)

3. 事業スキーム

- ■事業形態　委託業務
- ■委託先　民間事業者・団体
- ■実施期間　①令和元年度～令和3年度、②平成25年度～令和3年度

4. 事業イメージ

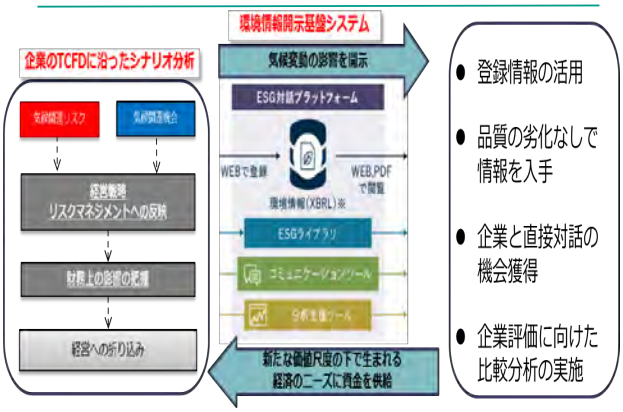

パリ協定達成に向けた企業のバリューチェーン全体での削減取組推進事業のうち SBT・再エネ100%目標等推進事業

【令和２年度予算（案）　241百万円（220百万円）】

サプライチェーン全体での排出量削減目標の設定、削減取組を促進する

1. 事業目的

③企業のサプライチェーン全体をカバーする中長期の削減目標の策定を後押しする
④地域での再エネ活用、地域活性化を促進する
⑤中小企業の環境経営体制の構築を促進する

2. 事業内容

- Science Based TargetsやRE100など、サプライチェーン全体での脱炭経営を行う企業が急速に増加している。
- 特に、我が国のもの作りは中小企業が中心であり、また自らのサプライチェーンに対しても削減を求める大企業も今後増加すると見込まれることから、大企業が中心となっている国際イニシアチブについて、中小企業等の取り組みを促進する仕組みを構築し、取組の輪を広げる。
- また、企業の目標達成に向けた取組を促進するためには、地域の再エネの活用を促進することが重要であるため、地域の再エネ促進についての調査、検討を行うもの。

③SBT・再エネ目標の推進事業(131百万円)
④地域の再エネ活用推進事業(40百万円)
⑤中小企業向けCO2削減に向けた環境経営体制構築支援事業(70百万円)

3. 事業スキーム

■事業形態　委託業務、間接補助事業（補助率１/2）
■委託先、補助対象　民間事業者・団体
■実施期間　③平成29年度～令和2年度、④令和2年度～令和4年度
⑤平成28年度～令和2年度

4. 事業イメージ

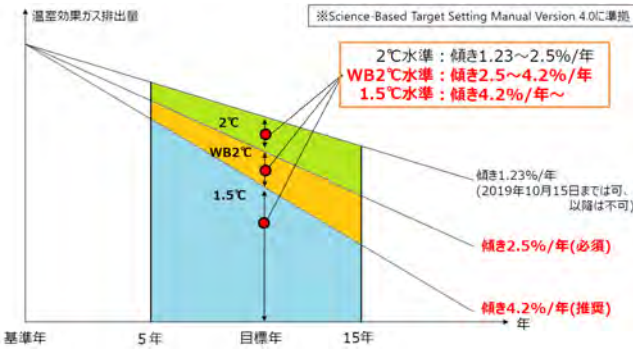

※SBTの目標設定のイメージ

33

地方公共団体

企　業

電動化対応トラック・バス導入加速事業（国土交通省・経済産業省連携事業）

【令和２年度予算（案）　1,000百万円（1,000百万円）】

電動化対応トラック・バスの導入及び充電インフラの整備を支援します。

1. 事業目的

① 現状で高コストの電動化対応トラック・バスの導入支援による技術革新の促進と価格の低廉化、普及。
② 電動化対応トラック・バスと一体的に充電インフラの整備に対しても補助を行い、普及初期の導入加速を支援。

2. 事業内容

2030年目標達成に向け、運輸部門のCO2排出量の３割を占めるトラック・バスの低炭素化を推進するため、一定の燃費性能を満たすＨＶトラック・バスや、ＥＶトラック・バスの購入に対して、標準的な車両との差額分を支援するとともに、これらのトラック・バス導入とセットで、充電インフラ整備への補助を行う。

バス･トラックの種類（バスは自家用のみ）	対象とする車両の環境性能
大型	2015年燃費基準＋10%程度以上
中型	同10%程度以上
小型	同15%程度以上

補助対象の充電設備：事業者の敷地等に設置された、普通・急速充電設備

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（補助率　1／2、2／3）
■補助対象　地方公共団体、民間団体等（所有事業者に限る）
■実施期間　令和元年度～令和３年度

4. 事業イメージ

補助額：標準的燃費水準車両との差額の1/2（HV・PHV）
又は2/3(EV)
電気自動車用充電設備の導入費用の1/2

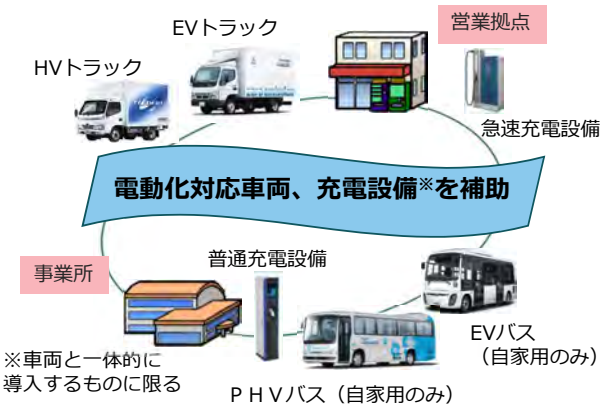

お問合せ先：　環境省　水・大気環境局　自動車環境対策課　電話：03-5521-8302

低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業（国土交通省連携事業）

【令和２年度予算（案） 2,965百万円（新規）】

ディーゼルトラックの低炭素化や事業所全体でのＣＯ２削減を図ります。

1. 事業目的

① 資力の乏しい中小トラック運送業者に対してよりCO2削減効果の高いトラックへの買い替え等へと誘導し、低炭素化を推進し、かつ、より低炭素なトラックの開発を促進する。
② 事業者に対してエコドライブ等を促し、事業所全体での低炭素化を進める。

2. 事業内容

2030年目標達成に向け、運輸部門のCO2排出量の３割を占めるトラックについては、性能面やコスト面の課題から、当面、保有車の9割程度をディーゼル車が占めると予想されており、特に資力の乏しい中小トラック運送業者においては、より低炭素なトラックへの買い替えが困難と考えられることから、一定の燃費性能を満たすディーゼルトラックや一定のＣＯ２削減が見込まれる大型NGVトラックの導入を補助する。

年度	トラック販売比率		トラック中ディーゼル車保有比率
	次世代車	ディーゼル車	
2012年	0.3%	99.7%	99.8%
2020年	8.2%	91.8%	96.8%
2030年	16.6%	83.4%	88.6%

2030年時点でトラック保有車の約9割をディーゼル車が占めるものと推計。
⇒ディーゼル保有車の燃費水準の改善・低炭素化が必要

※次世代型車両：ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ車、電気自動車、燃料電池車（平成27年度自動車由来CO2排出量削減方策検討調査の試算）

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（１／２～１／４）
■補助対象　民間事業者（中小トラック運送業者に限る）
■実施期間　令和２年度

4. 事業対象

補助額：（低炭素ディーゼル）標準的燃費水準車両との差額の1/2（買い替え※）又は1/3（新規購入※）
（NGVトラック）燃費水準車両との差額の1/2（10%以上CO2削減）又は1/3（5%以上CO２削減）
※大型トラックの+5%燃費改善にあっては、買い替えを1／3、新規購入を1／4とする。
補助要件：小型・中型のディーゼル：燃費基準＋10%以上
大型のディーゼル：燃費基準＋5%以上

	2015年燃費基準			
	達成	＋5%	＋10%	＋15%
小型	×	×	○	○
中型	×	×	○	○
大型	×	△	○	○

＋事業所全体でのエコドライブの実施等

低炭素型ﾃﾞｨｰｾﾞﾙﾄﾗｯｸ

大型CNGﾄﾗｯｸ（総重量12t超）

二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（プロジェクト補助）

【令和２年度予算（案） 9,687百万円（8,100百万円）】

①優れた脱炭素技術等を活用したCO2排出削減設備・機器を途上国へ導入する事業者に、設備補助を行います。
②脱炭素技術の国際展開により、途上国と協働し双方に裨益あるイノベーション(コ・イノベーション)を創出します。

1. 事業目的

① 優れた脱炭素技術等をパートナー国に導入することで、CO2排出削減を実現するとともに、その削減分が我が国の約束草案の目標達成に貢献する。また、優れた脱炭素技術等の途上国における水平展開を促進し、実質的な排出削減に貢献するとともに、海外における脱炭素技術等の市場を拡大する。

② 我が国の質の高い脱炭素技術・製品を途上国向けにカスタマイズし、システム化・複数技術パッケージ化等を通じて途上国と協働し、双方に裨益あるイノベーション（コ・イノベーション）を創出・普及する。

2. 事業内容

①二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（プロジェクト補助）

パリ協定の目標達成のためには、途上国を含む世界全体の大幅な排出削減が必要です。民間活力を活用し、コスト制約や導入実績がないため導入が進んでいない優れた脱炭素技術等を導入するプロジェクトに対し支援を行うことで、途上国の脱炭素社会への移行等を実現します。

- パートナー国で、優れた脱炭素技術等を活用したエネルギー起源CO2排出を削減する設備・機器の導入を行う事業者に対し、当該事業費（初期コスト）の一部（最大補助率１／２）を補助。
- 設備等の導入後、プロジェクト登録、削減量の測定・報告・検証（MRV）の実施及びクレジットの発行を行い、その1/2以上を日本国政府の口座へ納入。

②コ・イノベーションによる途上国向け脱炭素技術創出・普及事業

経済・社会システム、ライフスタイルの変革につなげるべく、我が国の優れた脱炭素製品・サービスの途上国に適したリノベーションを行います。

3. 事業スキーム

■事業形態	①間接補助事業（補助率３／１０～１／２以内） ②間接補助事業（補助率： 2/3以内）
■補助対象	①補助事業：民間事業者・団体等、②補助事業：民間事業者・団体等
■実施期間	①平成２5年度～令和12年度、②令和元年度～５年度

4. 事業イメージ

①のスキーム及び脱炭素技術の設備・機器の導入例

②の例：途上国の離島での再エネと蓄電池を制御するEMS開発

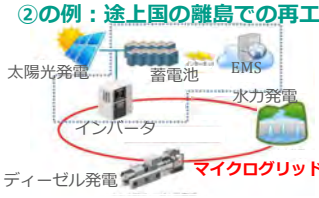

従来はディーゼル発電機に依存していたところ、再エネ電力の安定供給を実証し、他国へ展開・我が国へ還元。国際的なCO2削減へ

お問合せ先： ①環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室電話：03-5521-8246
②環境省地球環境局国際地球温暖化対策担当参事官室電話：03-5520-8330、環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室電話： 03-5521-8336

我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業

【令和２年度予算（案） 253百万円（253百万円）】

実現可能性調査の実施支援や低炭素型廃棄物処理の水平展開を通じて、世界全体での温室効果ガス削減及び我が国循環産業の国際展開に貢献

1. 事業目的

①実現可能性調査への支援を通じた循環産業の国際展開モデルの構築
②循環産業の国際展開モデルの水平展開による温室効果ガスの削減

2. 事業内容

■ 人口増加や経済成長に伴って廃棄物量が急速に拡大し、廃棄物管理インフラシステムの整備が進められているアジア太平洋地域や中東・アフリカ地域を始めとする諸外国において、優れた低炭素型技術をビルトインすることで、低炭素型廃棄物管理インフラシステムを実現し、二国間クレジット制度（JCM）等につなげるとともに、廃棄物管理の改善、我が国の循環産業の国際展開支援などを実現する。

■ 我が国循環産業のうち、地球温暖化対策に資する廃棄物関連事業の実現可能性の検討や実現可能性を高めるための調査や実証等の補助を行うとともに、その成果の事業化・水平展開を行うための調達支援機関を派遣する。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（補助率1/2又は2/3)及び委託事業
■ 委託先　民間事業者等　■ 補助対象　民間事業者等
■実施期間　平成29年度～令和２年度（予定）

4. 事業イメージ

民間団体向け事業の「委託事業」

廃棄物処理システムにおけるエネルギー利活用・脱炭素化対策支援事業

【令和２年度予算（案）　300百万円（300百万円）】

廃棄物処理工程一連で廃棄物エネルギー利活用・脱炭素化を促進する廃棄物処理システムを構築します。

1. 事業目的

① 地域の特性に応じた最適な一連の廃棄物処理システムにおける脱炭素・省CO2対策を検証・提案してガイダンスを策定する。また、市区町村が地域のエネルギーセンター化を進めていく上で効率的な情報収集の仕組みを構築する。

② 市町村の一般廃棄物収集運搬業務において、先端的な情報通信技術等を活用した収集運搬ルートの効率化・最適化モデル事業を実施し、その成果を市町村へ水平展開し、脱炭素化の取組を進める。

2. 事業内容

○2015年のパリ協定を受けて、2030年度の温室効果ガス排出量を26%削減するため、廃棄物分野においても一層の脱炭素・省CO2対策が喫緊の課題となっている。そこで廃棄物処理システム全体の脱炭素化・省CO2対策を促進するため、各種検討調査を行いガイダンスを策定する。また、今後、廃棄物処理施設の更新時期を迎える市区町村等に対し地域エネルギーセンター化の気運を醸成するための取組を行い、脱炭素化・地域経済の活性化を進める。

○国内全体の労働力人口が減少し、担い手不足等が課題となっている中、IoT・AI等を活用した収集作業ルートの効率化・ごみ集積所の最適化システムの構築を行い、脱炭素化や担い手不足の解消を図るモデル事業を実施する。

①廃棄物処理システムにおける脱炭素・省CO2対策普及促進事業
（技術評価・ガイダンス策定・プッシュ型周知事業）　（220百万円）

②先端的な情報通信技術等を活用した廃棄物処理システム脱炭素化支援事業
（収集運搬ルート等の最適化・効率化モデル事業）　（80百万円）

3. 事業スキーム

■事業形態　委託事業

■委託先　民間団体

■実施期間　平成30年度～令和3年度

4. 事業イメージ

脱炭素・資源循環「まち・暮らし創生」FS事業

【令和２年度予算（案）400百万円（400百万円）】

「まち・暮らし創生」に地域循環共生圏の観点をビルトインした「復興×脱炭素まちづくり」を支援します。

1. 事業目的

東日本大震災から８年が経過し、復興の新たなステージを向けて、福島特措法に基づく復興再生拠点等を対象として、環境再生事業と連携しつつ、脱炭素や、地域循環共生圏、SDGｓの視点を最大限ビルトインした「復興×脱炭素まちづくり」を大胆に実行する。

2. 事業内容

特定復興再生拠点区域等のエリアを対象として「まち、暮らし創生」の視点に着目し、再エネの有効活用や脱炭素技術の導入推進、地域コミュニティの活性化、安全・安心の確保、高齢者対策等の事業実現性、課題の抽出等のFSを実施する。

① 「復興×脱炭素まちづくり」にかかるFS調査の支援。
　モビリティー・住宅・農業等の
　・様々な脱炭素技術を実現した場合の町全体のCO_2削減効果の評価・検証
　・脱炭素化（交通、電熱融通などのAI制御）をパッケージに「まち・暮らし」の実現可能性評価（小規模実証を含む）の検証。

② 廃棄物の適正処理及び廃棄物由来エネルギー等の地域資源を有効利用する事業に係る計画の策定を支援。

③ 「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」を後押しする取組や連携の推進。
　（政府の「福島イノベーション・コースト構想」とも連携）

3. 事業スキーム

- ■事業形態　委託事業
- ■委託先　民間事業者・団体
- ■実施期間　平成30年度～令和２年度

4. 事業イメージ

お問合せ先：　環境省　環境再生・資源循環局　特定廃棄物対策担当参事官室　電話：03-3581-2788

環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業

【令和２年度予算（案）　739百万円】

防災等の地域ニーズも踏まえつつ、環境に配慮した再生可能エネルギーの導入に資する情報提供をします。

1. 事業目的

① 防災等の地域ニーズも踏まえつつ、再生可能エネルギーの導入に必要となるポテンシャルや、適切な環境配慮に必要となる環境の基礎情報を、広く国民一般にわかりやすい形でデータベースとして整備。
② 地方公共団体の再生可能エネルギーの計画的な導入の推進、再生可能エネルギー事業への参画を考えている事業者への支援、及び地域における理解の促進を図る。

2. 事業内容

環境に配慮した再エネの導入のために、事業者や地方公共団体等が、そのポテンシャル情報や防災等の地域ニーズ関係の情報、そして環境に関する情報を正確に把握できるようにすることが必要不可欠。このため、再エネ導入支援ツール等を搭載した情報発信サイトの構築を行い、公表することで再生可能エネルギーの計画的な導入を図る。また、環境基礎情報を収集したデータベースを整備することで、環境影響に配慮した形での再生可能エネルギーの円滑な導入に資する。

（１）再エネのポテンシャル等に関する情報発信サイトの構築
- 再エネのポテンシャルや防災等の地域ニーズ関係情報等の収集・整理
- 再エネ導入支援ツール等を掲載した情報発信サイトの構築・公表

（２）一般海域等における環境基礎情報の収集・データベースの整備
- 適切な環境配慮に必要となる基礎的な環境情報の収集・整理
- 一般的に利用可能となるようなデータベースとして整備・更新

3. 事業スキーム

■事業形態　委託事業
■委託事業　民間事業者等
■実施期間　平成３０年度～令和２年度

4. イメージ

■風力の導入ポテンシャルマップ

■藻場・干潟分布図

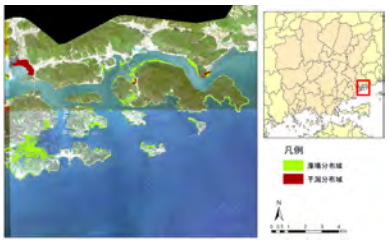

低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）等による家庭等の自発的対策推進事業

【令和２年度予算（案）3,000百万円（3,000百万円）】

国民一人ひとりの自主的な行動喚起の促進を通じて、社会システムやライフスタイルの変革を実現します。

1. 事業目的

① 日本型の行動変容モデルを構築し、地域連携により社会課題の解決・地域循環共生圏の具現化を図る。
② ナッジ（そっと後押しする）やブースト（ぐっと後押しする）等の行動インサイトとAI/IoT等の先端技術の組合せにより、省エネ等の効果的な行動変容を促進。人々が選択し、意思決定する環境をデザインし、それにより行動をもデザインすることで、低炭素型製品・サービス・ライフスタイルのマーケット拡大を図る。
③ 自家消費される再エネにCO2削減価値を創出し、当該価値を取引するプラットフォームを実用化。

2. 事業内容

近年欧米では行動科学の理論に基づくアプローチ（ナッジ（nudge：そっと後押しする）やブースト（boost ： ぐっと後押しする）等）により、国民一人ひとりの行動変容を（１）情報発信等を通じて直接促進し、また、（２）社会システム等の外部環境の変化を通じて間接的に促進して、社会システムやライフスタイルの変革を創出する取組が政府主導により行われ、費用対効果が高く、対象者にとって自由度のある新たな政策手法として着目されており、環境分野においても国民各界各層が環境配慮に価値を置き、脱炭素社会の構築を実現するための取組等に適用が進められているが、我が国への適用や効果の持続可能性については検証が必要。

2017年4月に環境省が産学政官民のオールジャパンの取組として日本版ナッジ・ユニットBESTを発足。代表として米国エネルギー省、ハーバード大学、各国ナッジ・ユニット等との連携の下、世界最先端のモデルの構築・実証により環境価値の実装された低炭素社会へのパラダイムシフトの実現を目指す。

3. 事業スキーム

- ■事業形態　委託事業
- ■委託先　(1)(2)民間事業者等
- ■実施期間　(1)平成29年度～令和４年度(2)平成30年度～令和４年度

4. 委託内容

（１）ナッジ等を活用した家庭・業務・運輸部門等の自発的対策推進事業

エネルギーやCO2排出実態に係るデータ（電力、ガス、燃料の使用等）を収集、解析し、パーソナライズして情報をフィードバックし、自発的な脱炭素型の行動変容を促す等、省エネ・CO2排出削減に資する行動変容モデルを構築。自治体との連携の下、当該モデルの持続的適用可能性の実証や我が国国民特有のパラメータの検証を実地にて行う。

（２）ブロックチェーン技術を活用した再エネCO2削減価値創出モデル事業

これまで十分に評価又は活用されていなかった自家消費される再エネのCO2削減に係る環境価値を創出し、当該価値を低コストかつ自由に取引できるシステムをブロックチェーン技術及び計測機器を用いて構築し、実証。

40-1

(1)ナッジ等を活用した家庭・業務・運輸部門等の自発的対策推進事業のイメージ

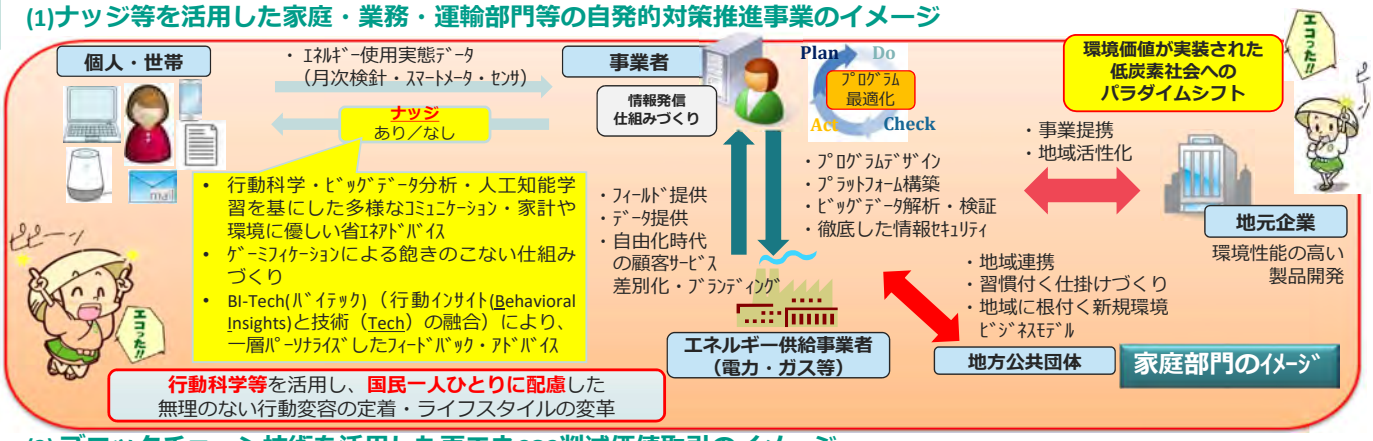

(2) ブロックチェーン技術を活用した再エネCO2削減価値取引のイメージ

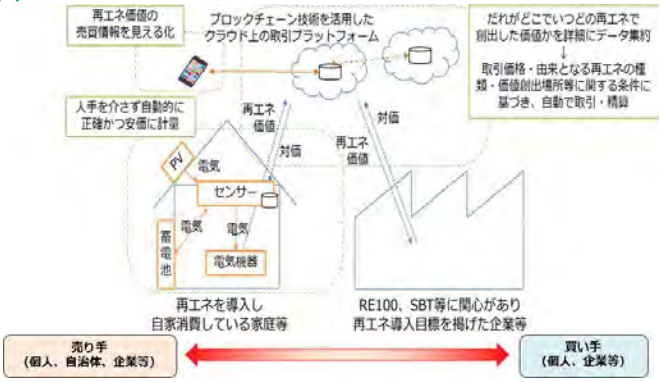

●これまでの事業の主な成果

- 米子と川崎の個人宅での太陽光発電の自家発電量・自家消費量を計測し、そのCO2排出削減価値を、その個人から、瀬戸内で電動バイクを充電中の個人に遠隔移転する取引をブロックチェーン技術を用いて記録するライブデモ実証に成功（産学官連携の課題検討協議会で実演）
- ブロックチェーン技術を用いた取引システムの技術面でのFS調査が完了したことが外部有識者により確認
- 成果の社会実装・商用利用に向けた取引プラットフォーム実証を開始

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室　ほか　　電話：03-5521-8339

低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）等による家庭等の自発的対策推進事業

ナッジ等の行動インサイトを活用した行動変容の促進

- ナッジ（nudge：そっと後押しする）とは、行動科学の知見（行動インサイト）の活用により、「人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法」のこと
- 選択の自由を残し、費用対効果の高いことを特徴として、欧米をはじめ世界の200を超える組織が、環境・エネルギーを含むあらゆる政策領域に活用
- 我が国では2018年以降、成長戦略や骨太方針等に環境省事業やナッジの活用を位置付け

省エネナッジの例：省エネレポートで２%CO2削減（2017～2018年度実績。全国50万世帯で実証）

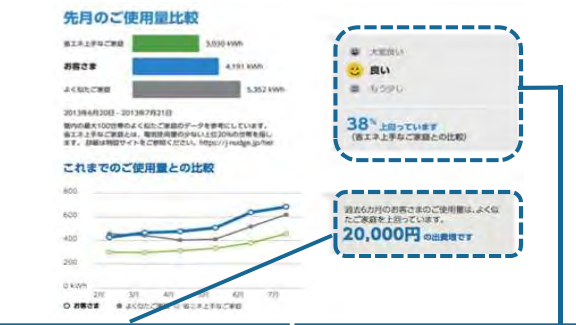

損失を強調したﾒｯｾｰｼﾞ
【損失回避性】
「ものを得る喜びよりも失う痛みのほうが強く感じる」という行動経済学の理論を応用

他の世帯との比較
【同調性・社会規範】
所属する集団内での他のﾒﾝﾊﾞｰの実態と望ましい水準の理解に役立てる

AI/IoT等先進技術の活用を通じた効果的な行動変容の促進

- 効果的な行動変容には一人ひとりの属性情報や価値観に応じた働きかけが不可欠。行動インサイト（Behavioral Insights）と技術（Tech）の融合（BI-Tech：バイテック）により、IoTでビッグデータを収集し、AIで解析してパーソナライズしたフィードバックを実現
- G20エネルギー・環境大臣会合でBI-Techを提案、成果文書に行動変容の重要性や行動科学の活用を記載。2019年の成長戦略、骨太方針、統合イノベ戦略、AI戦略等にナッジやBI-Techを位置付け。政府一丸となって取り組むことしている

BI-Techの例：GPSセンサで車両の加減速等を計測・評価するアプリを開発し、ドライバーの行動変容を促すエコドライブナッジを実証中

速度変化計測機能による**燃料消費量の推定**

同調性・社会規範を活用した**運転ｽｺｱﾗﾝｷﾝｸﾞ**

ﾌﾞｰﾒﾗﾝ効果を抑制する**顔ﾏｰｸ**

損失回避性を活用した**ｴｺﾄﾞﾗｲﾌﾞｱﾄﾞﾊﾞｲｽ**

未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業

【令和２年度予算（案）　2,500百万円（2,500百万円）】

高品質窒化ガリウム(GaN)を活用し社会全体のエネルギー損失を徹底的に削減します。

1. 事業目的

① 温室効果ガス排出量の2030年度26%削減目標及び2050年80%削減目標を達成するために、将来の資源・環境制約等からバックキャストし、未来のあるべき社会やライフスタイルを実現するための技術を開発・実証し、将来に向け着実に社会に定着させることが必要。

② 特に、将来にわたるエネルギー制約から、エネルギー消費が少なくても豊かな社会・ライフスタイルを早期に実現することが重要。本事業により、社会全体の大幅なエネルギー消費量削減のキーとなる、デバイス（半導体）を高効率化する技術イノベーションを実現する。

2. 事業内容

- 民生・業務部門を中心にライフスタイルに関連の深い多種多様な電気機器（照明、パワコン、サーバー、動力モーター、変圧器、加熱装置等）に組み込まれている各種デバイスを、高品質GaN（窒化ガリウム）基板を用いることで高効率化し、徹底したエネルギー消費量の削減を実現する技術開発及び実証を行う。
（ノーベル物理学賞（LED）を受賞したGaN関連技術を最大限活用）
- 当該デバイスを照明、パワコン、自動車のモーター等へ実装し、エネルギー消費量削減効果の検証を行う。並行して、量産化手法を確立し、事業終了後の早期の実用化を図る。

3. 事業スキーム

■事業形態　委託事業

■委託先　民間事業者・団体・大学・研究機関等

■実施期間　平成26年度～令和３年度

4. 事業イメージ

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室　　電話：03-5521-8339　FAX：03-3580-1382

セルロースナノファイバー（CNF）等の次世代素材活用推進事業（経済産業省・農林水産省連携事業）

【令和２年度予算（案）　500百万円（2,000百万円）】

自動車等にCNF活用製品を搭載することによるCO2排出削減効果を評価・検証し、早期社会実証を推進します。

1. 事業目的

自動車、家電、住宅・建材等の各分野のメーカー等と連携して実施した昨年度までのCNF活用製品のCO2排出削減効果やリサイクル性の評価・検証事業成果を取りまとめ、CNF活用ガイドラインを作成し、早期社会実装を推進する。

2. 事業内容

① 業界マッチング、適用部材拡大検討
　前年度までに製作したCNF適用部材等を活用し、業界横断型のマッチングを図るとともに、各技術の適用対象拡大ポテンシャルの調査を実施。

② CNF活用ガイドライン作成
　前年度までに行った(ⅰ)生産プロセス低炭素化実証、(ⅱ)CNF活用製品性能評価、(ⅲ)リサイクル技術実証及び、(ⅳ)LCAの結果をもとに、CNF活用ガイドラインを作成する。

3. 事業スキーム

■事業形態　委託事業
■委託先　民間事業者・団体・大学・研究機関等
■実施期間　平成２７年度～令和2年度

4. 事業イメージ

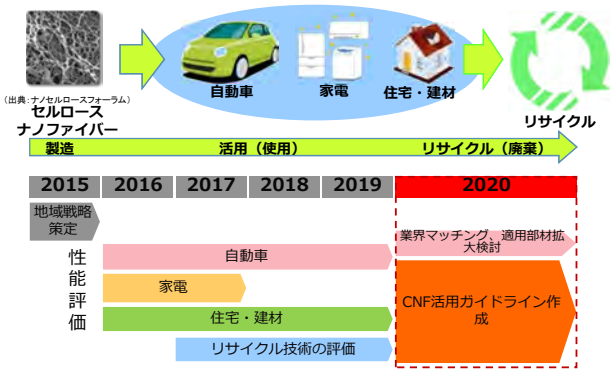

43

地方公共団体

企　業

脱炭素型金属リサイクルシステムの早期社会実装化に向けた実証事業

【令和２年度予算（案） 500百万円（新規）】

脱炭素型の金属リサイクルシステムを構築するための技術実証を行います。

1. 事業目的

① 金属リサイクルシステムの脱炭素化
② 社会全体での資源生産性の向上、各種リサイクル法の政策効果向上
③ AI等の活用によるリサイクル業の人手不足緩和、地域循環共生圏への貢献、日本のリサイクル技術の競争力強化

2. 事業内容

- スマート社会の進展により、自動化製品やIoT機器、電動化製品の導入が増え、IoTセンサーやサーバー、複合機等の電子基板類、バッテリーなどの**非鉄金属・レアメタル含有製品**の排出が増加している。また、 中国による雑品スクラップの輸入規制の影響で、**国内での処理・リサイクル**の必要性が上昇している。
- 処理量が増加するリサイクル分野でも省CO2化が必要であり、革新的な新技術の導入により**破砕・選別や金属回収のエネルギー使用量を削減**し、さらに**原料輸送や素材製造のエネルギー投入量を削減**できる可能性がある。
- IoT機器などの非鉄金属（銅・アルミニウム等）含有製品を対象とし、**省エネ型リサイクルに係る技術・システムの実証・事業性評価**を委託事業により実施し、脱炭素型金属リサイクルシステムの社会実装化を進める。
- 本事業を通じて、二酸化炭素排出量削減のみならず、資源生産性や各種リサイクル法の政策効果の向上とともに、機械選別能力の向上によるリサイクル業の人手不足緩和、素材産業拠点周辺や中継地でのリサイクルビジネスの活性化、国内装置産業の育成を図る。

3. 事業スキーム

■事業形態　委託事業

■委託先　民間事業者・団体、大学、研究機関

■実施期間　令和２年度～令和４年度

4. 事業イメージ

対象物の具体例

電子基板

バッテリー

センサー

処理フロー

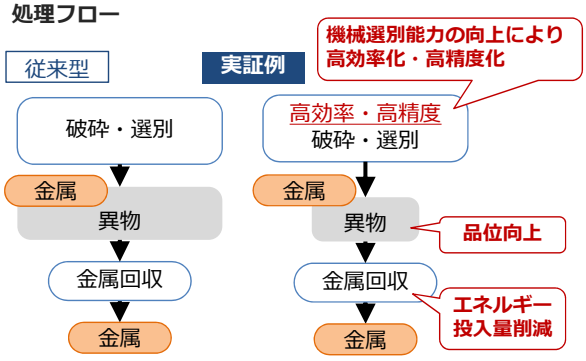

お問合せ先： 環境省　環境再生・資源循環局　総務課　リサイクル推進室　電話：03-5501-3153

SBT達成に向けたCO2削減計画モデル事業

【令和２年度予算（案）　200百万円（100百万円）】

SBT目標達成に向けたCO2削減ポテンシャルと具体的な削減対策を可視化する

1. 事業目的

・SBT認定企業のサプライチェーン全体の具体的な削減計画策定と削減取組の加速化、SBT未対応企業のSBTに対する取組みを促進する。
・中小企業の中長期の視点に立った削減ポテンシャル、削減行動を促進する
・排出量削減の取り組み実績の見える化、インセンティブの付与等、企業のパリ協定達成に向けた主体的な取組を更に促進する方策を検討。

2. 事業内容

- ①本モデル事業で既にSBT認定等の中長期的な削減目標を設定している企業の拠点における中長期の削減ポテンシャル、サプライヤーとの企業間連携等による削減ポテンシャルの評価を踏まえた具体的な削減行動計画の策定をモデル的に実施することにより、SBT達成のために求められる技術等を整理し、マニュアルを策定する。
- ②また、大企業の取引先として、中小企業にも中長期の削減取り組みが求められ始めていることを踏まえ、中小企業の特性を考慮したうえで、2025～30年頃の削減目標に向けた中長期の削減ポテンシャルの診断を実施し、中長期の削減目標に向けた中小企業が取り組み可能な対策行動の可視化を促進する。
- ③加えて、実際の削減取り組み実績の評価を行い、インセンティブを与えることでより広く削減取り組みを進めるため、実績の見える化、評価方法等についても国内外の事例調査・検討を行い、取り組みを促進するための仕組みの検討を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　委託業務
■委託先　民間事業者・団体
■実施期間　①令和元年度～令和３年度　②令和2年度～令和4年度
③令和2年度～令和3年度

4. 事業イメージ

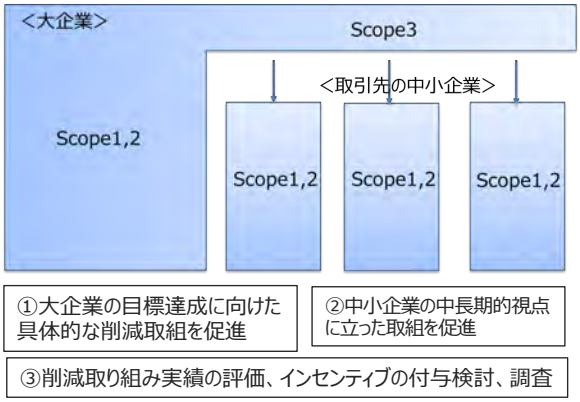

環境省

所在地：
〒100−8975
東京都千代田区霞が関1−2−2　中央合同庁舎５号館

電話：
代表：03−(3581)−3351

最寄駅：
- 東京メトロ 丸ノ内線「霞ヶ関駅」Ｂ３出口
- 東京メトロ 日比谷線「霞ヶ関駅」Ｂ３，Ｃ１出口
- 東京メトロ 千代田線「霞ヶ関駅」Ｃ１出口

地方環境事務所

地方における窓口は以下のとおりです

北海道地方環境事務所環境対策課 （北海道）	〒060-0808　北海道札幌市北区北８条西２丁目　札幌第一合同庁舎 3F TEL：011（299）1952
東北地方環境事務所環境対策課 （青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）	〒980 − 0014　宮城県仙台市青葉区本町３−２−23　仙台第二合同庁舎 6F TEL：022（722）2873
関東地方環境事務所環境対策課 （茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県）	〒330-6018　埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル 18F TEL：048（600）0815
中部地方環境事務所環境対策課 （富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県）	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2 TEL：052（955）2134
近畿地方環境事務所環境対策課 （滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）	〒540-6591　大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31　OMM8F TEL：06 (4792）0703
中国四国地方環境事務所環境対策課 （鳥取県、岡山県）	〒700-0907　岡山県岡山市北区下石井 1-4-1　岡山第２合同庁舎 11 階 TEL：086（223）1581
中国四国地方環境事務所　広島事務所 環境対策課（島根県、広島県、山口県）	〒730-0012　広島県広島市中区上八丁堀 6-30　広島合同庁舎３号館 1F TEL：082（511）0006
中国四国地方環境事務所　高松事務所 環境対策課 （徳島県、香川県、愛媛県、高知県）	〒760-0019　香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 2F TEL：087（811）7240
九州地方環境事務所環境対策課 （福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）	〒860-0047　熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階 TEL：096（322）2411

エネ特ポータル

環境省では、地球温暖化対策の一環として、再生可能エネルギーの開発、設備導入などへの補助事業を行っています。
どのような補助事業、活用事例があるのかなどをポータルサイトにまとめています

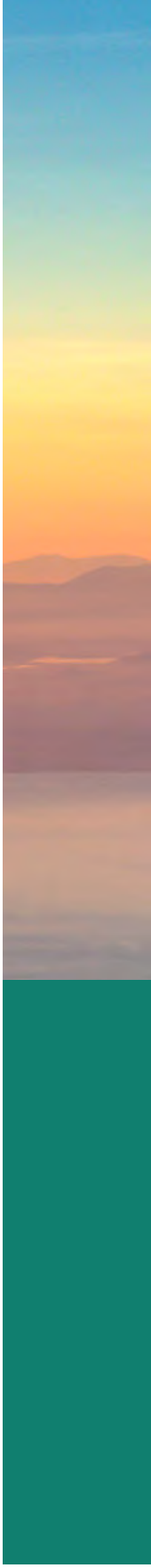

COOL CHOICE

未来の
ために、
いま選ぼう。

2020 年度
エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業
発行　2020 年 2 月

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。